

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月29日

【事業年度】 第41期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

【会社名】 株式会社サンセイランディック

【英訳名】 Sansei Landic Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松崎 隆 司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

【電話番号】 03-5252-7511(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 永田 武 司

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

【電話番号】 03-5252-7511(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 永田 武 司

【縦覧に供する場所】 株式会社サンセイランディック 横浜支店  
(神奈川県横浜市西区北幸一丁目4番1号)

株式会社サンセイランディック 名古屋支店  
(愛知県名古屋市中区丸の内二丁目18番25号)

株式会社サンセイランディック 大阪支店  
(大阪府大阪市中央区平野町三丁目6番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回	次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決	算	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
年	月					
売上高	(千円)	9,475,369	9,187,790	10,443,511	11,567,883	12,300,136
経常利益	(千円)	436,999	809,904	1,044,209	1,196,317	1,328,934
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	233,224	455,664	626,314	724,011	853,619
包括利益	(千円)	233,224	455,664	626,314	724,011	853,619
純資産額	(千円)	3,432,778	3,867,704	5,261,519	6,034,445	6,856,233
総資産額	(千円)	7,092,582	8,918,899	8,792,809	11,397,504	10,832,803
1株当たり純資産額	(円)	497.51	560.55	664.77	744.23	840.78
1株当たり 当期純利益金額	(円)	33.80	66.04	90.23	90.08	104.94
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	88.58	88.74	104.03
自己資本比率	(%)	48.4	43.4	59.8	52.9	63.3
自己資本利益率	(%)	7.0	12.5	13.7	12.8	13.2
株価収益率	(倍)	9.6	9.3	9.2	9.3	6.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	952,962	664,273	1,761,161	1,450,521	1,610,930
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	15,332	175,421	110,866	115,637	183,620
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	692,149	1,136,148	611,533	1,587,943	1,277,702
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	792,757	1,089,211	2,127,973	2,149,758	2,299,365
従業員数	(名)	123	127	140	155	152

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第37期及び第38期は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (千円)	7,770,815	7,580,805	8,839,242	10,240,632	10,959,115
経常利益 (千円)	420,039	929,272	1,005,041	1,238,363	1,390,284
当期純利益 (千円)	236,374	581,485	603,879	750,228	804,299
資本金 (千円)	257,000	257,000	661,450	709,825	720,075
発行済株式総数 (株)	6,900,000	6,900,000	7,915,000	8,108,500	8,149,500
純資産額 (千円)	3,432,944	3,993,691	5,365,072	6,164,214	6,936,682
総資産額 (千円)	6,437,784	8,516,906	8,398,697	11,028,227	10,536,037
1株当たり純資産額 (円)	497.53	578.81	677.85	760.23	850.65
1株当たり配当額 (円)	3.00	3.00	6.00	10.00	12.00
(1株当たり中間配当額)	( )	( )	(3.00)	(3.00)	( )
1株当たり 当期純利益金額 (円)	34.26	84.27	86.99	93.34	98.87
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	85.40	91.95	98.02
自己資本比率 (%)	53.3	46.9	63.9	55.9	65.8
自己資本利益率 (%)	7.1	15.7	12.9	13.0	12.3
株価収益率 (倍)	9.5	7.3	9.5	9.0	7.2
配当性向 (%)	8.8	3.6	6.9	10.7	12.1
従業員数 (名)	96	102	115	129	129

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 第37期及び第38期は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
3. 平成26年12月期の1株当たり配当額6円には、東証二部市場変更に伴う記念配当3円を含んでおります。  
4. 平成27年12月期の1株当たり配当額10円には、東証一部銘柄指定に伴う記念配当3円を含んでおります。

## 2 【沿革】

当社は、戦後の日本の復興のなかでも比較的遅れていた「住」の部分において、「人々に安く広く良質な住宅を提供し、快適な空間を創造していきたい」というビジョンのもと、昭和51年2月、株式会社サンセイサービスとして、東京都中央区銀座7丁目にて設立されました。

設立当初は、不動産の売買仲介及びマンション・アパート・ビル等の賃貸、仲介事業のみでありましたが、業容の拡大に伴い「不動産販売事業」を開始いたしました。平成3年からは、一般的な不動産業者があまり取引対象としてこなかった底地の取扱いを開始し、現在では底地による収益が「不動産販売事業」の主要な部分を占めております。

また、不動産販売事業を軸としながら、更なる顧客サービスの追求のため、平成17年3月に株式会社One's Life ホームを設立して「建築事業」を開始し、お客様の戸建住宅の建築工事やリフォーム工事等のニーズにお応えしております。

当社設立以後の企業集団に係る経緯は、次の通りであります。

年 月	概 要
昭和51年2月	不動産の売買仲介及びマンション・アパート・ビル等の賃貸、仲介事業を目的として、株式会社サンセイサービス（現 株式会社サンセイランディック）を東京都中央区に設立
昭和51年3月	宅地建物取引業免許を取得（東京都知事(1)30441号）
昭和51年9月	本店を東京都目黒区祐天寺へ移転
昭和62年3月	商号を株式会社サンセイ（現 株式会社サンセイランディック）に変更
平成3年6月	底地の取扱いを開始
平成5年8月	東京都千代田区に不動産販売・仲介事業を目的として、株式会社サンセイ住宅販売（連結子会社株式会社サンセイコミュニティ）を設立
平成9年2月	本店を東京都千代田区神田淡路町へ移転、商号を株式会社サンセイランディックに変更
平成14年1月	経営権の強化のため、株式会社サンセイコミュニティを完全子会社化
平成14年4月	大阪府大阪市西区に大阪支店、北海道札幌市中央区に札幌支店を設置
平成14年5月	宅地建物取引業免許を国土交通大臣免許に変更（国土交通大臣(1)第6282号）
平成14年11月	本店を東京都千代田区神田鍛冶町へ移転
平成16年8月	福岡県福岡市中央区に福岡支店を設置
平成17年3月	東京都千代田区に戸建分譲を目的として、株式会社One's Life ホーム（現 連結子会社）を設立し、建築事業を開始
平成19年12月	愛知県名古屋市中区に名古屋営業所（現 名古屋支店）を設置
平成20年1月	当社において底地の管理業務「オーナーズパートナー」を開始
平成21年1月	本店を東京都千代田区神田司町へ移転
平成21年12月	経営権の強化のため、株式会社One's Life ホームを完全子会社化
平成23年3月	神奈川県横浜市西区に横浜支店を設置
平成23年12月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場
平成25年7月	株式会社サンセイコミュニティを吸収合併
平成26年1月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更
平成26年12月	東京証券取引所市場第一部に銘柄指定
平成27年1月	宮城県仙台市若林区に仙台支店を設置
平成28年5月	本店を東京都千代田区丸の内へ移転

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社1社（株式会社One's Life ホーム）により構成されており、旧借地法・借家法（注1 以下、「旧法」という。）の適用される底地等に係る「不動産販売事業」、戸建注文住宅などの「建築事業」を主たる業務として行っております。当社グループの事業の内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付け並びにセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、次の2部門についてはセグメントと同一の区分であります。

#### (1) 不動産販売事業

当事業におきましては、当社が、主にひとつの不動産に複数の権利者がいるため、自由な活用が制限されていたり、資産価値が低くなっている物件を土地所有者から買取り、権利関係を調整（以下、「権利調整」という。）することにより、不動産の価値を高めた上で販売する事業を行っております。物件情報は不動産仲介業者等からの紹介によって収集しており、物件の法的規制や権利関係などの調査を実施し、土地所有者と仕入交渉を行って物件を買取っております。

なお、当事業において取扱う具体的な物件は以下の通りであります。案件によっては単体の場合と、～ が混在している場合があります。

以下の「底地」「居抜き」文中の下線部が、当社による権利調整に該当します。

##### 底地

底地とは、主に「借地権負担付土地」であり、土地所有者が第三者に土地を貸し、賃借料（以下「地代」という。）収入を得ている土地を指します。一般的な土地には、土地所有者に「土地の所有権と利用権」（以下、「完全所有権」という。）がありますが、土地所有者が、その土地を第三者に貸し、第三者がその土地に家を建てると、当該第三者は、地代を支払う義務を負う代わりに「土地の利用権」（「借地権」）を得ます（以下、この第三者を「借地権者」という。）。一方、土地所有者は、土地の利用権を一時的に失った状態となり、「土地の所有権と地代徴収権」（「底地権」）を持つこととなります。

当社は、主に旧法が適用される底地を土地所有者より買取り、隣地との境界確定、借地区画ごとの分筆や借地権者との交渉の後、借地権者のニーズに合わせて、以下のように対応します。

イ 借地権者への底地の販売（借地権者の完全所有権化）

ロ 借地権者からの借地権の買取り等による当社の完全所有権化後、不動産仲介業者を通じての不動産会社や事業会社、個人に販売

このように、当社が当事者（土地所有者）として様々な権利を適切に調整することで、借地権者との間におけるトラブルを回避し、満足頂けるようなソリューションを提供しております。また、当社が取得した底地を販売するまでの期間は、借地権者から地代を得ております。

##### 居抜き

居抜きとは、老朽化して十分に収益を上げることができないアパートやビルなどの借家権付土地建物のことをいいます。

当社は、土地建物所有者より居抜きを買取り、借家権者（その建物の一部を借りている建物賃借人）に過去の依頼をして、必要に応じて新しい移転先の紹介や移転費用の負担などを行った上で（以下、「明渡し交渉」という。）、賃貸借契約を合意解約して当社の完全所有権とします。借家権者の退去後、空き物件となった土地建物（必要に応じて建物解体後の更地）を、不動産仲介業者を通じて不動産会社や事業会社、個人に販売しております。

##### 所有権

所有権とは、土地建物に係る所有者の完全所有権のことであり、当社が所有者から所有権物件を買取り、不動産仲介業者を通じて不動産会社や事業会社、個人に販売しております。

当社は、東京本社を含め札幌支店・仙台支店・武蔵野支店・横浜支店・名古屋支店・大阪支店・福岡支店の全国8ヶ所に営業拠点を設け、底地を主体に取扱う不動産会社として、積極的に事業を展開しております。

不動産の売買の他に、不動産の仲介、土地活用のコンサルティングサービスや、地代の集金業務の代行や土地賃貸借契約期間の更新手続など、土地所有者から土地賃貸管理業務を一括して請け負うサービスである「オーナーズパートナー」（注2）を展開しております。また、オフィスビル・マンション・アパート等の賃貸不動産を所有し、賃料収入を得ております。

(注1) 「旧借地法・借家法」について

わが国の近代における土地所有制度の歴史的変革は、明治政府により実施された土地の自由売買容認と地租改正に始まります。しかし当時は、税負担が大きく、借地形態での居住が中心であり、土地所有者の権利が強い時代でした。明治から大正にかけて、農村部から都市部への人口流入が進む中で、借地権者の権利保護が求められるようになり、大正10年に借地法・借家法が制定されました。そして、大正12年に発生した関東大震災により、多くの被災者が発生しましたが、迅速かつ円滑な復興を目的として、翌年、借地借家臨時処理法を制定し、被災前の借家権者であった者に借地権者の権利を主張できるようにしました。これにより、借地の供給が大幅に増加したといえます。この後も都市部への人口流入が続いて不動産価格の高騰がおき、賃借人の保護を行う必要が高まったため、昭和16年に借地法・借家法の改正がなされ、土地所有者側の正当な事由なしに土地賃貸借契約解約の申入れ、更新の拒絶ができなくなりました。

戦後においても、戦後復興を進めるため罹災法（罹災都市借地借家臨時処理法）が制定され、借地の供給がなされました。高度経済成長期には地価の大幅な上昇を招いたことや都市部への人口流入が続いたこともあり、住宅難の時代が続きました。また、多くの借地権建物も老朽化が進み、建替えの必要があるが、土地所有者が建替えを認めないなど問題が発生したことから、昭和41年に借地法・借家法の改正がなされ、借地権者の建替え、増改築に関して、土地所有者が承諾を出さない場合は、借地権者は裁判所から地主の承諾に代る許可をとれるという内容が盛り込まれました。

このような経過を辿った末に、平成4年に土地所有者と借地権者・借家権者の権利関係を有期の契約とする「定期借地権」の新しい概念が盛り込まれた借地借家法の新法が施行されました。

旧法は、戦前戦後の混乱の中で、借地や借家が大量に発生した事情や、道路の問題や隣地境界、契約内容、権利関係の不明朗さが残されたまま、土地の需要の拡大に取り込まれてしまった経緯があります。

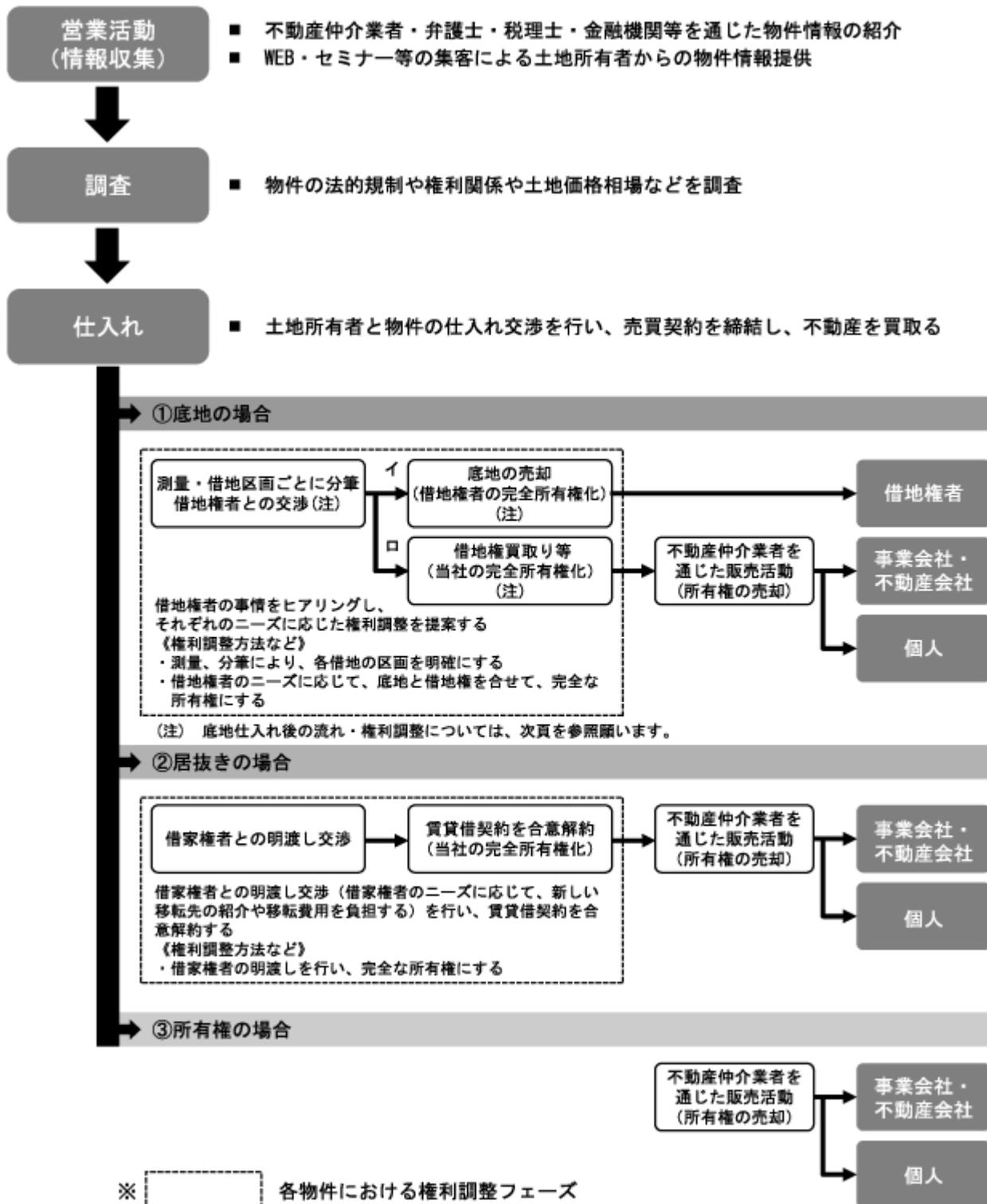
平成4年の新法施行以後に借地契約が成立した借地は新法の適用となりましたが、日本全国には現在でも旧法が適用される相当数の借地が存在することが推測されます。特に、戦前戦後の混乱期に生じた底地は、現在、相続等による権利継承が行われる時期にきていることや現代の状況に見合わない旧法の解消を求めることなどが、底地の流動化の大きな要因となっております。

(注2) 「オーナーズパートナー」について

土地所有者の底地管理・運営のサポートを目的として、地代集金・滞納督促連絡・土地賃貸借契約期間の更新手続など、土地賃貸管理業務を一括して請け負うサービスです。

底地は、長い年月の間、土地を貸し借りしていることにより、契約内容が曖昧なまま、土地所有者・借地権者ともに世代交代が進み権利関係が複雑化していることや、経済情勢の変化に対応した地代改定が行われていないなど、底地を資産として有効に活用できていないケースが多く見受けられます。当社が土地所有者を代行して借地権者の管理を行うことにより、土地所有者の管理に係る負担が軽減されるとともに、底地の有効な資産活用が可能となります。

不動産販売事業の標準的な流れは以下の通りとなります。  
それぞれ単体の場合と、底地・居抜き・所有権が混在している場合があります。



不動産販売事業における底地を仕入れた場合の流れ・権利調整方法は、以下のようになります。



図 1

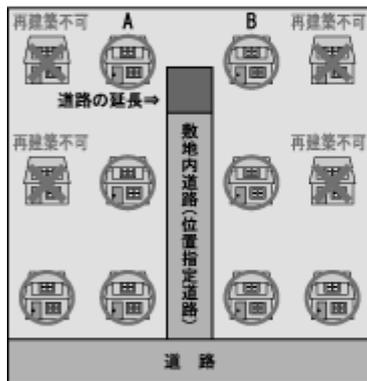


図 2

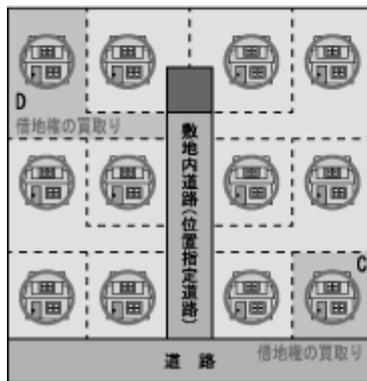


図 3

## 概要

土地所有者に相続が発生し相続税を納付するために、所有している底地の売却が必要となり、当社に底地を売却する。

### 【権利調整が必要な点】

- ◆土地所有者が、12人の借地権者に土地を貸していて、底地と借地権に権利が分かれている。
- ◆一体の土地であり、借地ごとの境界が未確定な状態である。
- ◆12区画の借地権のうち、6区画の借地権が接道義務(注1)を満たしていないため、再建築ができない状態である。(図1)

## 権利調整フェーズ

- ◆測量作業を行い、区画と区画の境界を明確にしていきます。
- ◆敷地内の道路を延長させるため、役所と協議を行います。道路の延長が認められることにより、A・B2区画の借地が、建築基準法上の道路に接続することができ、再建築が可能な状態になります。(図2)
- ◆各借地権者と協議しながら、図3のように土地を分筆することによって、全ての区画が建築基準法上の道路に接続することができました。その結果、全ての借地が再建築可能な状態になります。

借地権者のニーズに応じた権利調整を提案しながら、底地と借地権を合せて、完全な所有権にする。

- ◆底地の購入を希望する借地権者には、底地の売却を行い、借地権者の完全所有権化となります。  
【①底地の場合 イのパターン】
- ◆借地権の売却を希望する借地権者C・Dから、借地権の買取りを行い、当社の完全所有権化となります。  
【①底地の場合 ロのパターン】

(注1) 接道義務とは、建築基準法第43条において、原則、建築物の敷地は幅員4m以上の道路(同法42条1項に規定する道路)に2m以上接しなければならないとされています。

(注2) 位置指定道路とは、建築基準法第42条1項5号に定められる特定行政庁から道路位置の指定を受けた私道のことです。

(2) 建築事業

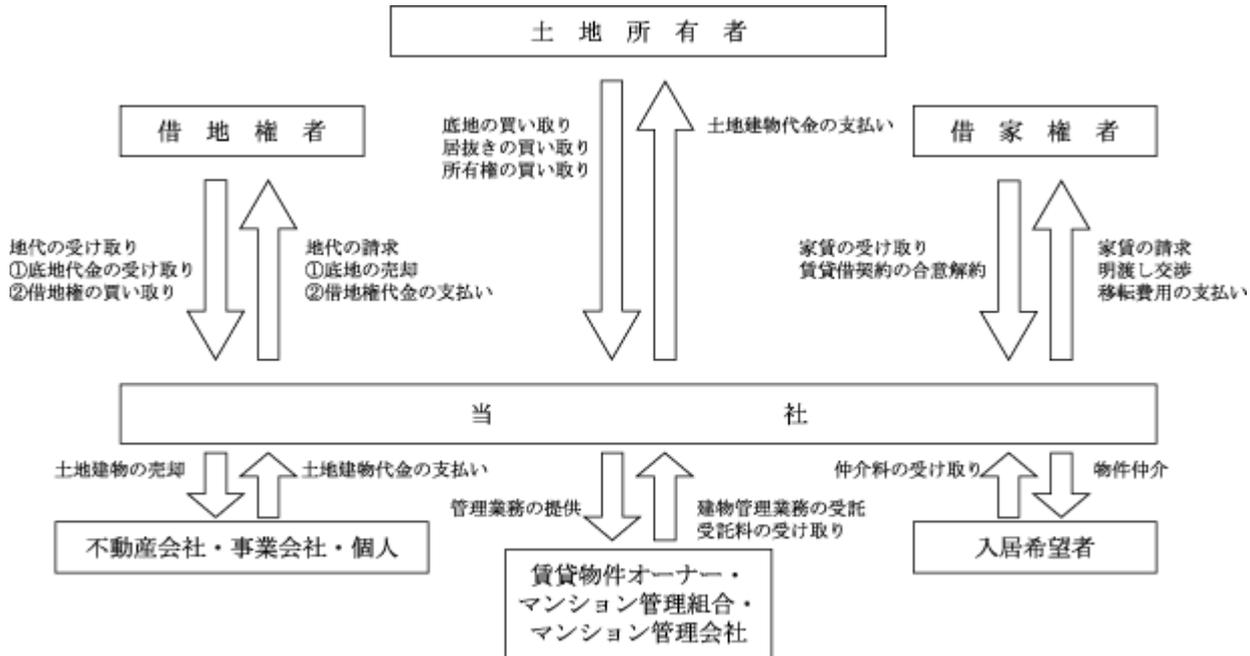
当事業におきましては、当社連結子会社である株式会社One's Life ホームが、デザイナーズフルオーダー戸建注文住宅・デザイナーズリフォームの企画設計・施工及び管理業務を行っております。

東京都世田谷区桜、世田谷区駒沢の展示場に、戸建注文住宅とリフォームのモデルハウスを展開し、来場者にデザイン性と珪藻土や無垢材など自然素材の素材感を伝えます。顧客の住宅プランに応じて提携している複数の建築家を選定し、デザインコンペを実施した後、詳細プランを決定します。施工は、同社が工事からアフターメンテナンスまで一貫して請け負います（One's Life ホーム完全責任施工）。また、工事事業者によってOne's Life ホーム安全協力会（一生会）を構成し、安全協力大会の開催、定期的な研修の実施を通じて品質・安全性の向上を図っております。

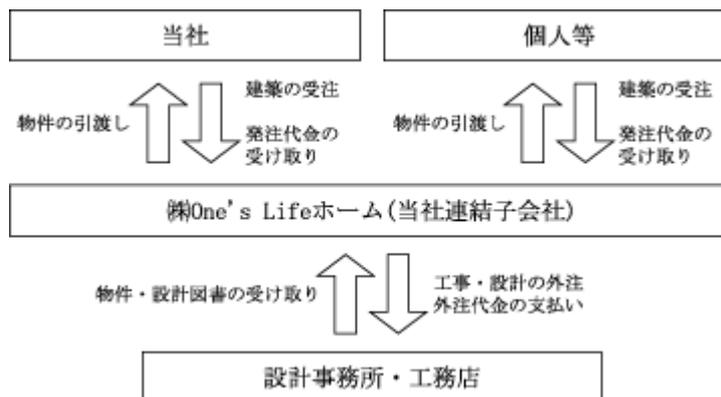
戸建注文住宅建築、リフォームのほか、当社が販売する不動産における戸建住宅の受注及び既存顧客への戸建受注、リフォームの提案も行っております。

事業の系統図は次のとおりです。

(不動産販売事業)



(建築事業)



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社)  (株)One's Life ホーム (注)2	東京都世田谷区	20,000	建築事業	100.0	当社保有物件のリ フォーム工事を行っ ております。 債務保証をしており ます。 役員の兼任2名

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。  
2. 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	1,390,821千円
	経常損失	57,882千円
	当期純損失	58,062千円
	純資産額	161,376千円
	総資産額	378,758千円

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成28年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
不動産販売事業	95
建築事業	23
全社(共通)	34
合計	152

(注)1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

##### (2) 提出会社の状況

平成28年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
129	36.1	6.2	6,888

セグメントの名称	従業員数(名)
不動産販売事業	95
全社(共通)	34
合計	129

(注)1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、好調な企業収益や雇用情勢の改善を背景に緩やかな景気回復基調を続けておりますが、米国の新政権誕生による新たな政策の動向や、英国のEU離脱問題等の欧州の動向、アジア新興国の景気減速懸念など不確実性が増しており、予断を許さない状況にあります。

当社グループが属する不動産業界におきましては、低金利政策を背景にした不動産需要は旺盛なことから、堅調に推移することが見込まれます。

このような状況の中、平成27年度を初年度とした中期経営計画の達成のため、新たな金融機関及び証券会社とのネットワークの拡大、不動産仲介業者への営業を強化することで、仕入情報チャネルの拡大を図るとともに、名古屋・大阪支店の人員を増員することで体制を強化し、東海・近畿圏での業績拡大を図るなど、より安定的な事業基盤の構築に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高12,300百万円（前年同期比6.3%増）、営業利益1,446百万円（前年同期比11.3%増）、経常利益1,328百万円（前年同期比11.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益853百万円（前年同期比17.9%増）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

#### (不動産販売事業)

不動産販売事業におきましては、底地362件、居抜き36件、所有権22件の販売を行いました。居抜きの売上高の減少により、売上高は当初の計画値を下回ったものの、底地及び所有権の売上高が増加し、前年同期比では売上高、利益ともに増加いたしました。

その結果、売上高は10,959百万円（前年同期比7.0%増）となり、セグメント利益は2,251百万円（前年同期比11.5%増）となりました。

#### (建築事業)

建築事業におきましては、戸建・リフォーム工事等170件の販売をいたしました。戸建については申込みから着工までの期間が延びていることにより、売上高が前年同期比で減少し、リフォーム工事については売上高は増加したものの、予算原価を上回る工事等が発生したことにより、利益率が低下いたしました。

その結果、売上高は1,390百万円（前年同期比2.4%増）となったものの、セグメント損失は56百万円（前年同期は38百万円のセグメント損失）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末から149百万円増加し、2,299百万円（前期比7.0%増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、営業活動の結果得られた資金は1,610百万円（前年同期は1,450百万円の支出）となりました。

収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益1,328百万円、たな卸資産の減少による収入804百万円であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額505百万円であります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、投資活動の結果使用した資金は183百万円（前期比58.8%増）となりました。

収入の主な内訳は、定期預金の払戻による収入33百万円、差入保証金の回収による収入76百万円であり、支出の主な内訳は、定期預金の預入による支出66百万円、有形固定資産の取得による支出74百万円、差入保証金の差入による支出91百万円、資産除去債務の履行による支出27百万円であります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、財務活動の結果使用した資金は1,277百万円（前年同期は1,587百万円の収入）となりました。

収入の主な内訳は、長期借入れによる収入150百万円であり、支出の主な内訳は、短期借入金の減少による支出1,202百万円、長期借入金の返済による支出146百万円、配当金の支払額57百万円であります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

生産実績を定義することが困難であるため「生産実績」は記載していません。

### (2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメント	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
建築事業	1,432,714	117.1	214,058	174.9

- (注) 1. 建築事業以外は受注を行っていません。  
2. セグメント間取引については相殺消去しております。  
3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。  
4. 上記の金額は、販売価額により表示しております。

### (3) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメント	区画数	前年同期比(%)	仕入高(千円)	前年同期比(%)
不動産販売事業	476	92.4	6,442,382	69.1
うち底地	417	98.8	3,169,849	85.6
うち居抜き	37	60.7	2,171,898	44.7
うち所有権	22	68.8	1,100,634	144.7

- (注) 1. 不動産販売事業以外は仕入を行っていません。  
2. 上記金額には、消費税等は含まれていません。  
3. 「区画数」については、底地の場合は借地権者の人数など、物件の仕入時に想定される販売区画の数量を記載しております。  
4. 底地・居抜き・所有権が混在する物件については、底地を含む物件は「うち底地」に、居抜きと所有権のみが混在する物件は「うち居抜き」に含めて記載しております。

### (4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメント	件数	前年同期比(%)	販売高(千円)	前年同期比(%)
不動産販売事業	420	103.4	10,959,115	107.0
うち底地	362	103.4	5,413,180	102.1
うち居抜き	36	112.5	3,404,092	88.4
うち所有権	22	91.7	1,791,699	259.5
その他の不動産販売事業	-	-	350,142	87.9
建築事業	170	99.4	1,341,020	101.0
合計	-	-	12,300,136	106.3

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれていません。  
2. セグメント間取引については相殺消去しております。  
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10以上である相手先がないため記載を省略しております。  
4. 「件数」については、不動産販売事業においては売買契約、建築事業においては受注契約の件数を記載しております。  
5. 底地・居抜き・所有権の区分については、仕入時の区分により記載しております。仕入後に権利調整により底地から所有権に変わった区画等に関しては、仕入時の区分に基づき底地に含めて記載しております。また、底地・居抜き・所有権が混在する物件については、底地を含む物件は「うち底地」に、居抜きと所有権のみが混在する物件は「うち居抜き」に含めて記載しております。  
6. 「その他の不動産販売事業」は、地代家賃収入、仲介手数料による収入、業務受託手数料収入等があります。  
7. 建築事業の件数・販売高につきましては、リフォーム工事・改築工事等の件数・金額を含んでおります。

### 3 【対処すべき課題】

当社は、「不動産権利調整のForerunner（先駆者）であり続けること」を経営ビジョンとして掲げ、「既存事業を太くし、これまで培ってきた権利調整ノウハウを活かした新たな事業展開」を中期経営目標としております。今後、顧客ニーズに適応したサービスの充実、様々な顧客開拓を進めていくために、当社が取り組むべき主要な課題は以下のとおりです。

#### (1) 既存事業の安定と拡大

主に当社の取り扱う旧借地法・借家法が適用される底地は、今後増加することがないため数量に限りがあると言えます。

しかし、当社が買取りを行う底地は、一般の借地権の世帯数に対してはごく限られた数であり、当社が関わっていない潜在的な底地の市場は相当数あると考えております。当社は、これまで培ってきた不動産権利調整ノウハウを活かし、オーナーズパートナーやコンサルティングサービスを提供することにより、今まで接点のなかった土地所有者の囲い込みを実現し、既存事業の持続的かつ安定的な拡大を図ることができると考えております。このような「底地シェア拡大」のために、専門部署による提供するサービスの強化と社員研修などを通じたコンサルティング能力の向上に取り組む方針であります。

#### (2) 権利調整能力（ヒューマンスキル）を高める人材育成

当社の事業は、顧客のニーズに合わせたきめ細かいコンサルティングを提供することが求められており、業務を行うためには、不動産に係る幅広い法令や業務に関する知識が求められ、また、土地所有者、借地権者と交渉を進めるにあたって高いコミュニケーション能力が求められます。当事業年度においては、不動産権利調整ノウハウをマニュアルに反映させることにより、ノウハウの可視化及び共有化を推進いたしました。引き続き、OJT方式による徹底した人材教育を行うこと及び不動産権利調整ノウハウの共有化を推進し、また、宅地建物取引士のみならず、不動産コンサルティングマスター、ファイナンシャルプランナー等の資格取得を積極的に推進させ、権利調整能力の向上を図り、不動産権利調整のスペシャリストを育成し、他社との差別化を進める方針であります。

#### (3) 物件情報の収集力の強化

当社は、仕入れ物件情報の大半を不動産仲介業者から入手しておりますが、金融機関や税理士などからの情報入手も増えており、情報チャネルの多様化が見られます。新たな金融機関及び証券会社とのネットワークの拡大等により、情報チャネルは拡大しておりますが、今後も継続的な成長を図るべく、既存情報入手先との良好な取引関係を維持するとともに、業務提携等による関係強化を行い、優良な情報の確保を進める方針であります。

また、ポータルサイト（底地.com）の充実や個人向けセミナーの開催などを通じて、不動産に関するよろず相談窓口を設けることにより、土地所有者との直接取引の拡大も目指しております。

#### 4 【事業等のリスク】

以下には、当社グループの事業及び経理の状況等に関して、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもリスク要因に該当しない事項についても、投資判断上重要と考えられる事項について、投資家に対する積極的情報開示の観点から以下に記載しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生が考えられる事項に対し、十分な認識をした上で、リスク回避あるいは発生後の迅速な対応に努める所存であります。当社株式に対する投資判断は、本項記載内容等を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 経済情勢の変動について

当社は、底地を主な対象とした権利調整を行う不動産販売事業を行っております。当社グループの属する不動産業界におきましては、景気動向及び金利動向等の影響を受けやすいため、景気見通しの悪化や金利の大幅な上昇等が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、経済情勢の変化により土地の公示価格の下落等が発生した場合には、当社の収益が圧迫され、業績に影響を及ぼす可能性があります。特に、権利調整におきましては、売買対象となる底地の買取価格及び賃料収入は、土地の実勢価格に基づいて算定されており、不動産価格と事業損益は密接に関係しているため、景気動向の影響を受ける傾向にあります。従いまして、当社の想定を超える経済情勢の変動が起こった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### (2) 所有不動産の価格下落リスクについて

当社は、在庫として保有する販売用不動産や収益性のある賃貸不動産を所有しており、当該不動産の販売価格や稼働率、賃料等は、景気動向や不動産市況、不動産税制の変更、近隣の賃貸需給関係等の影響を受けやすい傾向があります。

当社グループにおきましては、販売用不動産については、上記のリスクを注視しながら計画に基づいた販売を推進するとともに、賃貸不動産については、稼働率を高めて安定した賃料収入を確保するため、テナントの入居状況や賃料の未収状況を常にチェックし、また不動産そのものの価値を高めるよう努力してまいります。しかしながら、上記理由等により、販売価格が下落した場合や稼働率や賃料が低下し、保有する収益不動産から得られる賃料収入が減少した場合、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

また、首都圏直下型の大地震等の自然災害、火災、事故等により、保有している不動産が毀損及び滅失する可能性があります。当社グループでは原則として、所有する不動産に対しては、火災保険や賠償責任保険等を付保しておりますが、保険金の限度額を上回る損害が発生する可能性や、保険でカバーできない災害や事故が発生する可能性を否定することはできません。また、保険金が支払われた場合におきましても、災害発生前の状態に回復させることができない可能性があります。この場合、当社グループの財政状態及び業績に影響が及ぶ可能性があります。

##### (3) 不動産に関する権利関係の複雑性及び不動産登記に公信力がないことについて

不動産については様々な権利義務が存在します。日本の不動産登記には公信力（公示を信頼して取引した者には、公示どおりの権利状態があったのと同様の保護を与える力）がないことから、登記を信頼して取引した場合でも保護されない場合があります。特に当社が主に取り扱う底地については、権利関係が不動産登記に正確に反映されていないために登記から事前に正確な権利関係を完全に把握できない場合や、権利関係の発生時期が古く度々相続が発生し権利が複雑化しているために、正確な権利関係の把握に時間を要する場合があります。従いまして、当社が取得した権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受け、あるいは第三者の権利を侵害していること、当社が借地権者等の権利者と判断した相手先以外に権利者が存在すること等が後になって判明する可能性があります。当社は、仕入に際して登記内容を確認することに加えて不動産仲介業者・税理士等の物件情報提供者を通じ、土地所有者より権利関係に関する情報を可能な限り入手しており、また物件取得後において新たな権利関係等が判明した場合はそれに応じた権利調整方法を再度立案することにより対応を行っておりますが、対応困難な事態が現実には発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 不動産に係る権利調整の成否による業績の変動について

当社の不動産販売事業においては、収益化するにあたり権利調整を行う場合が大半を占めております。従いまして、底地において借地権者が底地の販売交渉に応じないことから販売交渉が進展しない場合、居抜きにおいて借家権者が明渡し交渉に応じないために売却に至らない場合など、権利調整における交渉が順調に進捗せず収益化に至らない場合には、当社グループの業績に変動が生じる可能性があります。

(5) 不動産物件の仕入について

当社の不動産販売事業においては、物件の仕入の成否が販売に直結するため、情報収集先の拡大等により物件仕入の確保に努める方針であります。しかしながら、不動産市況の変化、物件の取得競争の激化等により優良な物件を仕入れることが困難となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 不動産物件の引渡し時期及び決済条件の変更等による業績の変動について

当社の不動産販売事業にかかる売上計上方法は、物件の売買契約を締結した時点ではなく、物件の引渡しを行った時点で売上を計上する引渡基準によっております。そのため、顧客都合による決済日の変更や決済条件の変更等により、物件の引渡し時期、規模及び利益率等の変更が生じた場合、当社グループの業績に変動が生じる可能性があります。

(7) 法的規制について

当社グループの属する不動産業界には、「宅地建物取引業法」「建築基準法」「都市計画法」「国土利用計画法」「借地借家法」等の法的規制があります。当社グループは、それらの規制を受け、宅地建物取引業法に基づく免許を取得して不動産販売等の業務を行っております。これらの法的規制の大幅な改廃や新法の制定により、事業計画見直しの必要が生じる等の法的規制の強化や緩和が行われた場合、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

なお、宅地建物取引業免許は、当社グループの主要な事業活動に必須の免許であります。現時点において、グループ各社には、宅地建物取引業法及び建築士法に定める免許または登録の取消事由・更新欠格事由に該当する事実は存在していません。しかしながら、今後、何らかの理由により免許及び登録の取消・更新欠格による失効等があった場合には、当社グループの主要な事業活動に支障をきたし、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの有する免許、許可は以下のとおりであります。

会社名	法令等名	免許・許可の内容	有効期限
(株)サンセイランディック	宅地建物取引業法	宅地建物取引業者免許 (国土交通大臣(3)第6282号)	平成29年5月17日
(株)One's Life ホーム	建設業法	一般建設業許可 (東京都知事(般-27)第123905号)	平成32年4月29日
	建築士法	一級建築士事務所 (東京都知事 第51028号)	平成32年5月19日
	宅地建物取引業法	宅地建物取引業者免許 (東京都知事(2)第91530号)	平成32年3月19日

(8) 税制の変更等による業績の変動について

当社グループの属する不動産業界において、不動産関連税制の変更が生じた場合には、資産の保有・取得・売却コストの上昇、顧客の購買意欲の減退等により当社グループの業績に変動が生じる可能性があります。また、当社が主に取り扱う底地については、土地所有者における相続の発生が当社の物件仕入の要因となる場合が多いことから、相続税制において規制の強化・緩和等がなされた場合には、当社グループの業績に変動が生じる可能性があります。

(9) 訴訟等について

当社グループは、当連結会計年度末現在において、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありませんが、万が一将来において、借地権者及び借家権者との交渉に伴うトラブルが生じた場合、あるいは建築に際しての近隣住民からのクレーム等が生じた場合、これらに起因する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容及び結果によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 有利子負債への依存と資金調達について

当社では、不動産の取得資金を主に金融機関からの借入金により調達しているため、有利子負債への依存度が比較的高い水準にあります。今後は、資金調達手段の多様化に取り組むとともに、自己資本の充実に注力する方針であります。金融情勢の変化等により金利水準が変動した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の資金調達の方法については、特定の金融機関に依存することなく個別の案件毎に融資の打診をしておりますが、金融政策の変化、当社の信用力の低下等により資金調達に制約を受けた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

《有利子負債残高の推移》

項目	期別	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
有利子負債残高	(千円)	2,414,488	3,957,719	2,711,855
総資産額	(千円)	8,792,809	11,397,504	10,832,803
有利子負債比率	(%)	27.5	34.7	25.0

(11) 住宅保証について

建築事業において、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」では、10年間の瑕疵担保の義務化を定めております。当社グループは住宅保証機構株式会社及び株式会社日本住宅保証検査機構（以下、「住宅保証機構」という。）に登録しており、当社グループの販売する戸建分譲住宅及び注文住宅は、住宅保証機構の10年間の住宅性能保証を受けております。住宅性能保証を受けるためには、同法人の現場検査を受ける必要があるため、当社グループにおきましては施工（工事管理）を充実させ、品質管理に万全を期するとともに、販売後のクレームに関しましても適切に対応しております。

しかしながら、引渡件数の増加に伴い、当社グループの品質管理に不備が生じた場合には賠償等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの販売した住宅に重大な瑕疵があるとのクレームがなされた場合には、当社グループの責によるか否かを問わず、また、実際の瑕疵の有無によらず、根拠のない誤認であった場合でも、当社グループの信用に悪影響を及ぼし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 住宅建材の価格について

建築事業において、原油価格の高騰・木材価格の上昇などにより、日本国内の需要に関係なく住宅建材の価格が上昇する可能性があります。住宅建材について、建材価格の上昇を販売価格に転嫁することが難しい場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、住宅資材の供給不足や価格高騰が発生した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 建築事業における建築工事の外注について

建築事業においては、当社子会社(株)One's Life ホームが顧客より戸建住宅の建築を請負い、建築設計や各種工事については外注・業務委託しております。外注・業務委託先については能力・コスト・財務内容等を総合的に勘案した上で選定しており、住宅建築工事の工期・品質についても十分に管理しておりますが、外注・業務委託先が経営不振に陥った場合や設計・工事における工期遅延又は品質上の問題が生じた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、建築需要等の高まりにより、外注・業務委託先の確保が十分にできない場合に工期遅延の発生や外注費の上昇となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14)個人情報等の管理について

当社グループは、土地所有者や借地権者の顧客情報など多数の個人情報を保有しております。これらの情報管理については、その管理に万全を期するため、管理体制の構築、社内規程の整備、システム上のセキュリティ対策の強化など、その管理に万全を期しております。しかしながら、万が一これらの情報が外部流出した場合、あるいは不正使用された場合には、信用の失墜や損害賠償等が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15)人材の確保と育成について

当社は、底地を主な対象とした権利調整を行う不動産販売事業を行っており、業務を行うためには、不動産に係る幅広い法令や業務に関する知識が求められ、また、土地所有者、借地権者と交渉を進めるにあたって高いコミュニケーション能力が求められます。したがって、今後の業容の拡大及び業務内容の多様化に対応して、優秀な人材を適切な時期に確保する必要があります。しかしながら、人材の確保・育成が計画通り進まない場合や、社外流出等何らかの事由により既存の人材が業務に就くことが困難になった場合には、当社の事業活動に支障が生じ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

### (2) 経営成績の分析

#### (売上高)

当連結会計年度における売上高は12,300百万円（前年同期比732百万円増）となりました。

売上高が増加した主な要因は、不動産販売事業において、底地及び所有権の売上高が増加したことによるものであります。

#### (売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は、売上高の増加により増加し、3,956百万円（前年同期比187百万円増）となりました。

#### (販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は2,510百万円（前年同期比40百万円増）となりました。これは、主に販売手数料の増加28百万円、給与手当の増加30百万円、賞与の増加16百万円、租税公課の減少38百万円によるものであります。

#### (営業利益)

当連結会計年度における営業利益は1,446百万円（前年同期比146百万円増）となりました。前述の売上総利益の増加、販売費及び一般管理費の増加によるものであります。

#### (経常利益)

当連結会計年度における経常利益は1,328百万円（前年同期比132百万円増）となりました。営業外収益は150百万円であります。営業外費用は132百万円であり、主な内容は支払利息83百万円、事務所移転費用35百万円であります。

#### (親会社株主に帰属する当期純利益)

税金等調整前当期純利益は1,328百万円（前年同期比132百万円増）となり、税効果会計適用後の法人税等負担額は475百万円（前年同期比3百万円増）となりました。その結果、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は853百万円（前年同期比129百万円増）となりました。

### (3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

#### (流動資産)

当連結会計年度末の流動資産は、前連結会計年度末から617百万円減少し、9,749百万円となりました。販売用不動産821百万円の減少、現金及び預金181百万円の増加が主な要因であります。

#### (固定資産)

当連結会計年度末の固定資産は、前連結会計年度末から52百万円増加し、1,083百万円となりました。建物170百万円の増加、投資その他の資産その他27百万円の増加が主な要因であります。

#### (流動負債)

当連結会計年度末の流動負債は、前連結会計年度末から1,159百万円減少し、3,750百万円となりました。短期借入金1,202百万円の減少が主な要因であります。

#### (固定負債)

当連結会計年度末の固定負債は、前連結会計年度末から227百万円減少し、225百万円となりました。その他固定負債134百万円の減少、社債40百万円の減少、長期借入金50百万円の減少が主な要因であります。

#### (純資産)

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末から821百万円増加し、6,856百万円となりました。利益剰余金796百万円の増加が主な要因であります。

#### (キャッシュ・フローの状況)

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、2,299百万円（前年同期比149百万円増）となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益が1,328百万円（前年同期比132百万円増）、たな卸資産の減少による収入が804百万円（前年同期は2,525百万円の支出）、法人税等の支払額が505百万円（前年同期比80百万円増）となったこと等により、1,610百万円の資金の増加（前年同期は1,450百万円の減少）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預入による支出が66百万円（前年同期比55百万円減）、定期預金の払戻による収入が33百万円（前年同期比111百万円減）、有形固定資産の取得による支出が74百万円（前年同期比34百万円増）、差入保証金の差入による支出が91百万円、差入保証金の回収による収入が76百万円、資産除去債務の履行による支出が27百万円となったこと等により、183百万円の資金の減少（前年同期比67百万円増）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の減少による支出が1,202百万円（前年同期は1,672百万円の収入）、長期借入れによる収入が150百万円（前年同期比100百万円増）、長期借入金の返済による支出が146百万円（前年同期比20百万円増）、配当金の支払額が57百万円（前年同期比9百万円増）となったこと等により、1,277百万円の資金の減少（前年同期は1,587百万円の増加）となりました。

#### (4) 経営戦略の現状と見通し

我が国経済は、政府による各種政策や好調な企業収益に支えられ、緩やかな回復基調が続くと予想されます。

不動産市況におきましては、金融緩和と低金利の状況は当面継続するため、より高い金利を求めて、リスク分散しながらも、不動産への資金流入は当面継続するものと考えられますが、不動産融資残高が過去最高を更新する中、金利の変動、金融機関による融資姿勢の変化など注視していく必要があると考えられます。

当社が主に取り扱っている底地については、地域的な格差はあるものの、全国的に見ると未だ権利調整を必要としている土地も多く、潜在的な需要が多く存在するものと考えられます。また、国税庁発表の平成27年分相続税申告状況によると、平成27年1月施行の相続税の税制改正により、相続税の課税対象者となった被相続人の数は前年比83.2%増の約10万3千人、課税対象者の割合は前年比3.6ポイント増の8.0%となり、今後とも、相続対策による不動産の売却、不動産資産の組み換えニーズが増加していくと考えられます。更に、底地は商品化するまでに複雑な権利調整を要するケースが多く、問題解決のために特殊なノウハウと時間・費用等のコストを要するため、底地を購入・販売する業者は限定されます。以上のような状況から、底地等に関する様々な権利調整を行ってきた実績に伴うノウハウを蓄積している当社にとって良好な市場環境が続くものと考えられます。

この他にも空き家、耐震化、木造密集住宅、高齢化等の多くの不動産に関する問題が取り沙汰されてきております。

当社はこれまで、取り組むことが容易ではない不動産権利調整において、各関係者のニーズを丁寧に聞きながら、関わる方々全てにメリットをもたらす事が出来るビジネスを展開してまいりました。その培って来たノウハウを活かし、不動産諸問題の解決へ向け、事業を進めて参りたいと考えております。

このような状況下において、当社は、組織の効率化と生産性の向上などレベルアップを更に進めて、取扱量の拡大、仕入情報の拡大、コンサルティング事業の展開による収益力の向上を図ってまいります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は平成27年度を初年度とし策定した中期経営計画に基づき、次なる成長に向けて、「既存事業を拡大し、これまで培ってきた権利調整のノウハウを活かした新たな事業展開」という方針を掲げています。

当社は平成14年より全国展開を開始し、現在8拠点（東京・札幌・仙台・武蔵野・横浜・名古屋・大阪・福岡）において底地をはじめとした権利調整を行う一方で、地域ごとの権利調整に関するノウハウとデータの蓄積を行ってまいりました。

新規事業として、仙台支店においては、石巻エリアを中心とした被災地において、当社としての被災地復興支援の仕組みを構築すべく活動しております。また、本社においては、大田区で民泊事業の運営を開始し、今後の事業展開を検討しております。組織体制については、事業エリアごとの市況環境の変化にタイムリーに対応するため、営業部門を目的・地域別に区分した三本部体制に変更し、名古屋、大阪支店においては営業エリアを拡大し、東海・近畿圏での業績を拡大するために人員を増員しております。そのほか、借地権の買取をはじめとする不動産有効活用の提案等、コンサルティング業務の拡大や、空家・建物耐震化など不動産諸問題への取り組みを行ってまいります。

このようにこれまで培ってきたノウハウを活用し、ニーズのある分野で次なる一歩を進め、事業発展に努めるとともに、より安定的な事業基盤を構築し、業績の拡大を図ってまいります。

また、中期経営計画の最終年度となる平成29年度においては、計画の達成状況及び今後の課題を検討し、さらなる事業発展のための次期中期経営計画を策定いたします。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は117,474千円であり、セグメントごとの設備投資状況について示すと、次のとおりであります。

##### (1) 不動産販売事業

当連結会計年度の設備投資の総額は115,784千円であり、その主な内容は、本社事務所移転に伴う建物附属設備等の購入70,211千円、基幹業務システム構築費用27,902千円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

##### (2) 建築事業

当連結会計年度の設備投資の総額は1,690千円であり、その主な内容は、車両の取得費用であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

## 2 【主要な設備の状況】

### (1) 提出会社

平成28年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	車両	器具 備品	賃貸 不動産 (面積㎡)	ソフト ウェア		合計
本社 (東京都千代田区)	不動産 販売事業	事務所 設備	49,631	-	24,571	-	85,844	160,048	84
松原ビル (東京都新宿区)	不動産 販売事業	賃貸 設備	-	-	-	111,272 (59.75)	-	111,272	-
札幌建物 (札幌市中央区)	不動産 販売事業	賃貸 設備	-	-	-	47,720 (239.12)	-	47,720	-
スカイコート 本郷東大前 (東京都文京区)	不動産 販売事業	賃貸 設備	-	-	-	24,373 (7.56)	-	24,373	-
睦マンション (北海道小樽市)	不動産 販売事業	賃貸 設備	-	-	-	30,839 (444.88)	-	30,839	-
ペルソナビル (札幌市中央区)	不動産 販売事業	賃貸 設備	-	-	-	69,955 (264.79)	-	69,955	-
都立第2 コーポラス (東京都目黒区)	不動産 販売事業	賃貸 設備	-	-	-	15,520 (18.50)	-	15,520	-
マークコート立石 (東京都葛飾区)	不動産 販売事業	賃貸 設備	-	-	-	47,418 (89.84)	-	47,418	-
マークコート日吉 (横浜市港北区)	不動産 販売事業	賃貸 設備	-	-	-	22,963 (85.61)	-	22,963	-
マークコート鶴見 (横浜市鶴見区)	不動産 販売事業	賃貸 設備	-	-	-	38,215 (103.14)	-	38,215	-

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 国内子会社

平成28年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物	車両	器具備品	ソフト ウェア	合計	
㈱One's Life ホーム	本社 (東京都 世田谷区)	建築事業	事務所設備	10,324	581	925	-	11,831	23
㈱One's Life ホーム	桜展示場 (東京都 世田谷区)	建築事業	展示場設備	265	-	-	-	265	-
㈱One's Life ホーム	駒沢展示場 (東京都 世田谷区)	建築事業	展示場設備	45,640	-	1,987	-	47,627	-

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	期末帳簿価額 (千円)	除却等の 予定年月	除却等による 減少能力
株One's Life ホーム	桜展示場 (東京都 世田谷区)	建築事業	展示場設備	265	平成29年5月	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,149,500	8,157,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 関係に何ら限定のない当社の 標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	8,149,500	8,157,000		

(注) 平成29年1月1日から平成29年2月28日までの期間における発行済株式数の増加は、新株予約権(ストックオプション)の権利行使によるものであります。なお、「提出日現在発行数」欄には、平成29年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権(ストックオプション)の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 新株予約権

当社が平成23年8月12日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次の通りであります。

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	3,510 (注)1	3,360 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	140	140
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	175,500 (注)1、2、3	168,000 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月26日～ 平成30年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れそ 他の担保設定は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各本件新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本件新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行

い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 平成23年8月31日付で1株につき50株の株式分割を行ったため、新株予約権の目的となる株式の数が増加しております。
4. 金融商品取引所における株式公開時の発行価格の決定日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、金融商品取引所における株式公開時の発行価格の決定日以降、行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を募集する場合、取得と引換えに交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる取得請求権付き又は取得条項付きの株式、新株予約権又は新株予約権付社債を募集する場合、新株予約権の行使により交付される普通株式1株当たりの払込金額が行使価額を下回ることとなる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を交付する場合、次の算式（コンバージョンプライス方式）により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

#### 5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち1名に限って、相続人において新株予約権を行使することができる。
  - (2) 新株予約権者は、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部または一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権1個を分割して行使することはできない。
  - (3) 本件新株予約権の割当てを受けた者が当社又は当社子会社の取締役、監査役、顧問、従業員の何れの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りでない。
  - (4) 新株予約権者は、禁固以上の刑に処せられた場合、懲戒処分による解雇の場合、株主総会決議による解任の場合のいずれかに該当することとなった場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
  - (5) 当社が発行する株式に係る株券が日本国内の金融商品取引所において上場されるまでは、本件新株予約権を行使することはできない。
  - (6) その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と本件新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
6. 当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

当社が平成28年2月12日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次の通りであります。

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	2,981(注)1	2,981(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	180	210
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	298,100 (注)1、2	298,100 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	713 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成31年4月1日～ 平成35年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 713 資本組入額 357 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金713円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## 6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、平成28年12月期から平成30年12月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益の累計額が下記の各号に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
  - (a) 4,200百万円を超過した場合：行使可能割合75%
  - (b) 4,600百万円を超過した場合：行使可能割合100%
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 7. 新株予約権の割当日

平成28年2月29日

## 8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記6.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

## 9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記6.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記8.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年1月1日～ 平成26年12月31日 (注)1	15,000	6,915,000	3,750	260,750	3,750	221,750
平成26年12月17日 (注)2	1,000,000	7,915,000	400,700	661,450	400,700	622,450
平成27年1月1日～ 平成27年12月31日 (注)1	193,500	8,108,500	48,375	709,825	48,375	670,825
平成28年1月1日～ 平成28年12月31日 (注)1	41,000	8,149,500	10,250	720,075	10,250	681,075

(注)1. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

## 2. 有償一般募集

発行価格 845円

発行価額 801.40円 資本組入額 400.70円

3. 平成29年1月1日から平成29年2月28日までの間に、新株予約権(ストックオプション)の権利行使により、発行済株式総数が7,500株、資本金が1,875千円及び資本準備金が1,875千円増加しております。

## (6) 【所有者別状況】

平成28年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	18	32	45	29	13	7,526	7,663	-
所有株式数 (単元)	-	12,702	3,958	1,072	5,796	30	57,908	81,466	2,900
所有株式数 の割合(%)	-	15.59	4.86	1.32	7.11	0.04	71.08	100.00	-

(注)自己株式196株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に96株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成28年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
松崎 隆司	東京都江東区	1,318,180	16.17
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	650,200	7.98
松浦 正二	東京都小平市	484,800	5.95
小澤 順子	茨城県守谷市	391,000	4.80
久富 哲也	東京都港区	281,600	3.46
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目4番2号	203,000	2.49
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアール ディ アイエスジー エフィー エイシー(常任代理人 株式 会社三菱東京UFJ銀行決済事業 部)	PETERBOROUGH COURT 1 33 FLEET STREET LOND ON EC4A 2BB UNITED K INGDOM (千代田区丸の内2丁目7-1)	192,690	2.36
ケービーエル ヨーロピアン プライベートバンカーズ エス エイ 107704(常任代理 人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	43 BOULEVARD ROYAL L - 2955 LUXEMBOURG (港区港南2丁目15-1 品川インターシティA 棟)	156,800	1.92
菊池 由佳	茨城県守谷市	155,000	1.90
小澤 勇介	千葉県柏市	155,000	1.90
小澤 謙伍	千葉県流山市	155,000	1.90
計	-	4,143,270	50.84

(注)平成28年9月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大和証券投資信託委託株式会社及びその共同保有者である大和証券株式会社が平成28年9月23日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券の数 (株)	株券等保有割合 (%)
大和証券投資信託委託株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	326,500	4.01
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	52,700	0.65

## (8) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,146,500	81,465	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,900	-	1単元(100株)に満たない株式
発行済株式総数	8,149,500	-	-
総株主の議決権	-	81,465	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式96株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サンセイラ ディック	東京都千代田区丸の内二 丁目5番1号	100	-	100	0.0
計	-	100	-	100	0.0

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。  
当該制度は、会社法に基づき、平成23年8月12日の取締役会において決議されたものであります。  
当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成23年8月12日取締役会決議）

決議年月日	平成23年8月12日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の従業員 89名 当社子会社の取締役 3名 当社子会社の従業員 28名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は、権利行使及び退職等による権利喪失により78名減少しております。

第2回新株予約権（平成28年2月12日取締役会決議）

決議年月日	平成28年2月12日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の従業員 95名 当社子会社の取締役 2名 当社子会社の従業員 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は、権利行使及び退職等による権利喪失により7名減少しております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	48	44
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他( )	-	-	-	-
保有自己株式数	196	-	196	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、収益力の向上を図り配当原資を確保することにより、継続的かつ安定的な配当の実施及び経営成績に応じた積極的な利益還元を配当の基本方針としております。今後につきましても、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、株主利益の最大化を目指した経営戦略の推進によって、収益力の向上と事業基盤の拡大を図ることに努めてまいります。内部留保資金の使途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、経営体質の強化による事業基盤の拡大を図るため、有効投資を実施してまいりたいと考えております。また、当社は定款において取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、株主総会決議により年1回の期末配当による剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当期におきましては、期末配当を1株当たり12円00銭とし、年間配当は1株当たり12円00銭といたしました。

次期の配当につきましては、上記の方針のもと、1株当たり15円00銭の期末配当を予定しております。

(注) 基準日が第41期事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成29年3月29日 定時株主総会決議	97,791	12.00

#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
最高(円)	514	679 888	852 1 740 2 993	1,125	1,057
最低(円)	172	378 306	809 1 579 2 544	738	636

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月15日以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)、平成26年1月30日より東京証券取引所(市場第二部)、平成26年12月18日より東京証券取引所(市場第一部)における株価を記載しております。

また、第38期の最高・最低株価のうち 印は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、第39期の最高・最低株価のうち 1 印は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)、 2 印は東京証券取引所(市場第二部)におけるものであります。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	791	744	705	731	724	739
最低(円)	725	656	636	640	653	703

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性12名 女性 - 名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	松崎 隆司	昭和45年 5月 1日	平成 5年 5月 当社入社 平成 8年 4月 土地事業部第二課課長 平成12年 4月 土地事業部部長 平成13年 4月 営業第一部部長 平成14年12月 営業本部長 平成15年 7月 代表取締役社長(現任) 平成22年 3月 (株)サンセイコミュニティ 代表取締役社長	(注)3	1,318,180
専務取締役	-	松浦 正二	昭和48年 6月18日	平成 6年 4月 岡田事務所入所 平成11年 4月 当社入社 平成13年10月 総務部経理課長 平成14年11月 (株)サンセイコミュニティ取締役 平成15年 3月 総務部長 平成16年 7月 取締役総務部長 平成17年 3月 (株)One's Life ホーム代表取締役 平成20年 1月 取締役管理本部長兼総務部長 平成21年 3月 (株)One's Life ホーム取締役 平成21年 4月 取締役管理本部長 平成22年 3月 兼経理財務部長 専務取締役管理本部長 兼経理財務部長 平成24年 1月 専務取締役管理本部長 兼企画財務部長 平成24年 6月 専務取締役管理本部管掌 平成25年 1月 専務取締役 平成26年 1月 専務取締役経営企画室長 平成28年12月 (株)One's Life ホーム代表取締役 (現任) 平成29年 1月 専務取締役(現任)	(注)3	484,800
常務取締役	営業管掌	佐藤 厚	昭和38年11月30日	昭和62年 4月 (株)ジャクエツ入社 平成元年 4月 (株)コスモスジャパンインターナ ショナル入社 平成 5年 6月 日本都市開発(株)入社 平成 6年11月 三信住宅販売(株)入社 平成 7年 6月 当社入社 平成13年 3月 日本総合不動産(株)創業 平成18年 8月 当社入社 平成19年 4月 営業第一部長 平成21年 1月 大阪支店長 平成22年 1月 営業第三部長 平成23年 1月 横浜支店長 平成24年 5月 支店統括本部長兼横浜支店長 平成25年 1月 支店統括本部長 平成25年 3月 取締役支店統括本部長 平成25年 4月 取締役営業本部長 平成29年 1月 取締役営業管掌 平成29年 3月 常務取締役営業管掌(現任)	(注)3	12,701
常務取締役	管理本部長	永田 武司	昭和33年 7月 8日	昭和54年 4月 丸善建設(株)入社 平成 6年10月 日本綜合地所(株)(現 大和地所レ ジデンス(株))入社 平成16年 2月 (株)リアルアセットマネジメント 監査役 平成17年 9月 (株)リアルシエルト監査役 平成21年 2月 同社取締役 平成24年 5月 当社入社 平成24年 6月 管理本部長兼企画財務部長 平成25年 1月 管理本部長兼業務管理部長 平成25年 3月 取締役管理本部長 平成29年 3月 常務取締役管理本部長(現任)	(注)3	4,361

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	第二営業 本部長	太木 真	昭和29年6月15日	昭和52年4月 昭和58年3月 平成11年5月 平成12年9月 平成18年7月 平成23年4月 平成26年8月 平成28年1月 平成29年1月 平成29年3月	セゾングループ入社 (株)西洋環境開発(現 みずほ不動 産販売(株))転籍 (株)ハウスポート西洋(現 みずほ 不動産販売(株))取締役 安信住宅販売(株)(現 みずほ不動 産販売(株))入社 みずほ不動産販売(株)執行役員東 京南支店長 同社常務執行役員 (株)ハウスメイトパートナーズ常 務執行役員 当社入社 営業副本部長 第二営業本部長 取締役第二営業本部長(現任)	(注)3	-
取締役	第一営業 本部長	今福 規之	昭和54年1月9日	平成15年4月 平成22年1月 平成25年1月 平成28年1月 平成29年1月 平成29年3月	当社入社 名古屋支店長 営業第二部長 営業副本部長兼営業第一部長 第一営業本部長 取締役第一営業本部長(現任)	(注)3	8,400
取締役	第三営業 本部長 兼名古屋 支店長	森岡 俊陽	昭和56年4月10日	平成16年4月 平成20年5月 平成25年1月 平成28年1月 平成29年1月 平成29年3月	(株)ニッショー入社 当社入社 名古屋支店長 営業副本部長兼名古屋支店長 第三営業本部長 取締役第三営業本部長兼名古屋 支店長(現任)	(注)3	3,400
取締役	-	高橋 廣司 (注)1	昭和24年6月21日	昭和48年12月 昭和61年8月 平成7年6月 平成19年8月 平成21年9月 平成22年9月 平成23年5月 平成23年6月 平成24年3月 平成24年6月 平成27年6月	扶桑監査法人入所 新光監査法人社員 中央監査法人代表社員 新日本監査法人(現 新日本有限 責任監査法人)代表社員 マーケティング本部事業開発部 担当常任理事 同監査法人クライアントサービ ス本部監査統括部事業推進室担 当常務理事 同監査法人監査業務本部事業推 進室室長 (株)バルコ社外取締役(現任) (株)プロネット代表取締役社長(現 任) 当社社外取締役(現任) (株)丸誠(現 高砂丸誠エンジニア リングサービス(株))社外監査役 (株)ヒューマンウェブ(現 (株)ゼネ ラル・オイスター)社外取締役	(注)3	-
取締役	-	荒巻 善宏 (注)1	昭和56年10月7日	平成16年12月 平成19年10月 平成20年6月 平成27年3月 平成28年3月	監査法人トーマツ(現 有限責任 監査法人トーマツ)入所 (株)チェスター代表取締役 税理士法人チェスター代表(現 任) 当社社外監査役 当社社外取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	-	山口 孝吉 (注)2	昭和31年4月8日	昭和54年4月 昭和60年1月 平成10年8月  平成10年12月 平成13年4月 平成18年6月 平成21年10月 平成22年10月 平成23年3月 平成27年6月 平成28年3月	(株)小泉製作所入社 大京観光(株)(現 (株)大京)入社 日本綜合地所(株)(現 大和地所レ ジデンス(株))入社 同社総務部長 同社監査室長 同社常勤監査役 (株)イオプラネット入社 (株)旭熱学設立取締役(現任) 工藤建設(株)入社 (株)サンビルド入社 当社社外監査役(現任)	(注)5	-
監査役	-	榎園 利浩 (注)2	昭和48年12月26日	平成14年10月 平成18年10月  平成24年1月  平成27年3月	新東京総合法律事務所入所 東京中央総合法律事務所パート ナー 東京晴和法律事務所パートナー (現任) 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
監査役	-	平澤 勝 (注)2	昭和26年7月21日	昭和45年4月 昭和61年1月 平成5年3月 平成8年1月  平成20年11月 平成21年4月  平成22年12月  平成28年3月	(株)成増名店街入社 大島会計事務所入所 税理士登録 平澤勝税理士事務所開所所長(現 任) ユフ精器(株)監査役 財団法人ユフ福祉センター監事 (現任) ダイヤモンドコミュニティ(株)監 査役(現任) 当社社外監査役(現任)	(注)5	-
計							1,831,842

- (注) 1. 取締役高橋廣司、荒巻善宏の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山口孝吉、榎園利浩及び平澤勝の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役松崎隆司、松浦正二、佐藤厚、永田武司、太木眞、今福規之、森岡俊陽、高橋廣司及び荒巻善宏の9氏の任期は、平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役榎園利浩氏の任期は、平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役山口孝吉及び平澤勝の両氏の任期は、平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
金森 浩之	昭和37年4月24日	昭和63年10月 平成15年7月 平成18年8月 平成22年10月 平成25年3月 平成27年6月	監査法人朝日新和会計社(現 有 限責任 あずさ監査法人)入所 金森公認会計士事務所設立 所長 (現任) カップ・クリエイト(株)(現 カッ パ・クリエイトホールディング ス(株))監査役(現任) みなと公認会計士共同事務所 代 表(現任) (株)RS Technologies 監査役(現 任) (株)博展社外取締役(現任)	(注)	-

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業としての社会性・倫理性及び法令遵守の観点から、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に、経営の最優先課題のひとつと位置づけており、取締役会の機動的・迅速な運営・機能強化を更に充実させたいと考えております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### イ 会社の機関の基本説明

当社は、監査役監査制度を採用しております。これは、取締役会において経営上の意思決定及び取締役業務執行の相互監督を行い、監査役による業務執行の監査を行うことにより、効率的な経営を行うことを可能にするためであります。会社の機関とその詳細は以下の通りです。

##### a．取締役会

当社取締役会は、平成29年3月29日現在9名により構成されており、「取締役会規程」に基づいて運営し、代表取締役社長が議長をつとめております。定時取締役会は毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の迅速化を図っております。取締役会においては、当社の重要業務執行に係る事項について審議・報告を行い、経営情報として情報の共有化を図るとともに、当社の企業経営の透明性と適法性の維持を図っております。

##### b．監査役会

当社は、監査役会設置会社であります。当社の監査役員の員数は、平成29年3月29日現在、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名であり、3名全員が社外監査役であります。監査役は監査役機能の強化のため各監査役の連携を十分に取り、法令等に規定する事項のほか、取締役会へ出席し、取締役の職務の適法性・妥当性を監査し、また常勤監査役は社内の重要会議にも出席しております。更に、当社事業の運用状況の確認も行うとともに、会計監査人及び内部監査部門との意見交換を密に行い連携を保つことで、有効かつ効率的な監査を実施し、より一層の内部統制強化を図っております。

##### c．内部監査部門

当社は社長室が内部監査を実施しており、代表取締役による直接の指示のもと各部門を対象に、業務監査を計画的に実施し監査結果を報告しております。また、被監査部門に対し改善事項の指摘・指導を行い、内部統制の有効的な構築・運用がなされているかどうかの確認、各種法令及び社内規程の遵守状況の確認、リスク管理状況の確認を重要課題として行い、実効性の高い監査を実施しております。更に、会計監査人及び監査役との意見交換を密に行い連携を保つことで、有効かつ効率的な監査を実施し、より一層の内部統制強化を図っております。

##### d．経営会議

当社は常勤取締役及び常勤監査役並びにその指名したもので構成する経営会議を設置しております。経営会議は代表取締役の諮問機関とし、取締役会決議事項の事前審議、代表取締役決議事項等の審議及び決議を行うとともに、情報の共有化を図っております。

##### e．コンプライアンス委員会

当社は取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。四半期に1度コンプライアンス委員会を開催し、当社グループのコンプライアンスに関する体制整備や重要事項を検討・審議して、コンプライアンス研修等に活かしております。



## □ 内部監査及び監査役監査の状況

### a. 内部監査

当社では、社長室3名を内部監査担当者とし、年度ごとの内部監査計画に基づいて、法令及び社内規程の遵守状況の監査を行っております。監査結果について社長に報告し、監査役とも適宜意見交換を行っております。

### b. 監査役監査

監査役は、法令、定款、諸規程の整備・遵守状況の確認や、取締役の職務執行状況（取締役会への出席、稟議書、重要な契約書の閲覧）について監査を行い、把握した問題点について監査報告書としてまとめ、社長あるいは取締役会に報告の上、改善指導を行っております。また、会計監査人及び内部監査部門と適宜協議をしております。

## 八 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名： 中井 修、橋本 裕昭

所属する監査法人名： 有限責任 あずさ監査法人

監査業務における補助者の構成： 公認会計士5名、その他6名

なお、継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

## 二 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は2名であります。また、社外監査役は3名であります。

高橋廣司氏は、公認会計士としての経験と幅広い見識を活かして当社経営体制のさらなる強化を図るため、社外取締役に選任しております。

荒巻善宏氏は、公認会計士及び税理士としての経験と幅広い見識を活かして当社経営体制のさらなる強化を図るため、社外取締役に選任しております。

山口孝吉氏は、大手不動産会社での監査役経験を有し、幅広い見識により監査体制の強化を図るため、社外監査役に選任しております。

榎園利浩氏は、弁護士としての豊富な経験と知識に関する見地から、企業経営の健全性の確保を図るにあたり、業務執行の適法性等について監査いただくため、社外監査役に選任しております。

平澤勝氏は、税理士としての経験と幅広い見識を活かし、監査体制がさらに強化できると判断したため、社外監査役に選任しております。

当社が社外取締役に期待する機能及び役割につきましては、企業経営に関する専門的な知見や公認会計士及び税理士としての企業会計・税務の専門的な知見を有する社外取締役により、当社の経営に関する適切な助言をいただくことにより、経営の透明性及びコーポレート・ガバナンスの強化を図ることです。

当社が社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、企業経営や財務、企業法務、コンプライアンス等の専門的な知見を有する社外監査役で監査役会を構成することにより、社外の視点を取り入れ、取締役の業務執行に対する監査、経営の監視機能の客観性及び中立性を確保することです。

また、企業の組織的運営の強化、内部統制機能の強化を行うとともに、社外監査役による監査が実施されることにより、客観的、中立的な経営監視機能が強化されコーポレート・ガバナンスの強化が図られるものと判断して、現状の体制としております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を設けておりませんが、東京証券取引所が「有価証券上場規程」に規定する判断基準を候補者選定条件のひとつとして参考にしております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

## ホ 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定め、内部統制の実効性の維持向上を図っております。

### < 内部統制システムの整備に関する基本方針 >

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本方針を定める。
  - (2) コンプライアンスマニュアルを定め、全グループ会社の役職員に配布して周知徹底を図る。
  - (3) グループ全体のコンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。
  - (4) コンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱するとともに、重要と判断した事例については社長に報告する。また、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会は調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。またコンプライアンス相談窓口を設置し、運営上の方針及び手続きと内部通報者の保護の方法について内部通報者保護規程において定める。
  - (5) 社長室は、職務分掌規程に定める業務区分に基づき内部監査を行い、内部監査結果及び改善状況について社長に報告する。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
    - (1) 取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載または記録し、法令に基づき保存するものとする。
    - (2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、情報セキュリティ管理規程及び重要情報管理規程を定める。
    - (3) 重要情報に関しては、重要情報管理規程に基づき管理を行うとともにパスワードを付してアクセスを制限する。
  3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - (1) 内部統制規程に基づき、取締役会の決議によって内部統制プロジェクトを設置する。
    - (2) 内部統制プロジェクトは、損失の危険の管理に関する事項を含む全グループ会社における全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価を行い、評価結果及び改善状況を取締役に報告する。
  4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - (1) 取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月1回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。また、会議規程に基づき経営会議を原則毎月開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
    - (2) 取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・職務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。
  5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
    - (1) 関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として「関係会社管理規程」を定める。  
また、関係会社の取締役等は、関係会社の業務及び取締役等の職務の執行状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
    - (2) コンプライアンス基本方針は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令順守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。
    - (3) 関係会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・職務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。
  6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
    - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合においては、法令及び内部統制規程に基づき監査役または監査役会は当該使用人に関する事項を定めるとともに当該使用人の取締役からの独立性を確保する体制を整備するものとする。
    - (2) 監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならない。
    - (3) 監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないこととする。
  7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
    - (1) 当社の取締役及び使用人等並びに関係会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制については、監査役または監査役会が法令及び内部統制規程に基づき整備するものとする。
    - (2) 監査役は、取締役会規程に基づき取締役会に出席することを要する。
    - (3) 監査役は、監査役監査基準に基づき、平素より当社の取締役及び使用人等並びに関係会社の取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集に努め、業務の実態を把握するものとする。
    - (4) 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。
  8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針  
監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を受けたときは、監査役職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役監査の実効性を確保する体制については、監査役または監査役会が法令及び内部統制規程に基づき整備するものとする。
  - (2) 監査役は、監査役監査基準に基づき、内部監査部門と緊密な関係を保ち内部監査の結果を活用するよう努めるほか、監査上の必要性に従い内部監査部門に報告を求め、また特定事項の調査を依頼することができるものとする。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (1) コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアルにおいて、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。
  - (2) 不動産取引に際しては必ず外部調査機関による取引先のスクリーニング(反社会性チェック)を行い、疑わしい場合においては取引を行わないものとする。

#### リスク管理体制の整備の状況

当社では、健全な企業経営を推進するため、各種規程等の整備と運用を行い、随時内部監査を実施することで、リスクの未然の発見と防止に努めております。また、コーポレート・ガバナンスの基盤となるコンプライアンス(法令遵守)につきましても、法律上の判断が必要な際は、随時顧問弁護士等の社外専門家と密接な連携を取りながら、経営者から従業員に至るまで周知徹底を図っております。

#### 役員報酬の内容

当連結会計年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬の内容は以下のとおりであります。

#### イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	確定拠出年金	
取締役 (社外取締役を除く。)	102,180	99,780	-	-	2,400	4
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	27,540	27,510	-	-	30	7

#### ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

#### ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社では、会社で定められた基本報酬額に各取締役の職位に加え、前年度の業績や職務遂行実績を取締役会で検討するとともに、当期の経営計画目標についても加算及び減算を行い、監査役の同意を得たうえで、取締役会で決定しております。

なお、社外取締役の報酬は、独立性の確保の観点から、基本報酬のみで構成しており、各社外取締役の報酬額は取締役会において決定しております。

また、平成29年3月29日開催の第41回定時株主総会において、当社の取締役報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除く。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議され、従来の取締役の報酬等とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役につき、年額100百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)としております。

#### ニ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

#### 会計監査人との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 取締役及び監査役の実任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 中間配当

当社は、取締役会決議により毎年6月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

#### 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

#### 株式の保有状況

- イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
  - 銘柄数 3銘柄
  - 貸借対照表計上額の合計額 81,030千円
- ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（前事業年度）
  - 該当事項はありません。
  - （当事業年度）
  - 該当事項はありません。
- ハ 保有目的が純投資目的である投資株式
  - 該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,000	-	22,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	22,000	-	22,000	-

(注) 上記のほか、当連結会計年度において、前連結会計年度の監査に係る追加報酬として300千円を支払っております。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社では、監査公認会計士等に対する報酬額の決定に関する方針を定めておりませんが、監査公認会計士等の監査計画・監査内容・監査に要する時間等を十分に考慮し、当社監査役の同意の上、監査報酬額を決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計専門誌等の定期購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,253,865	2,435,179
売掛金	150,702	143,203
販売用不動産	<sup>1</sup> 7,699,161	<sup>1</sup> 6,877,953
未成工事支出金	1,975	20,582
貯蔵品	4,482	2,400
繰延税金資産	137,585	110,342
その他	125,787	169,260
貸倒引当金	7,181	9,556
流動資産合計	10,366,380	9,749,365
固定資産		
有形固定資産		
建物	212,281	230,232
減価償却累計額	101,822	104,903
建物（純額）	110,459	125,328
土地	1,681	1,241
賃貸不動産	<sup>1</sup> 511,463	<sup>1</sup> 511,463
減価償却累計額	72,709	80,587
賃貸不動産（純額）	438,754	430,876
その他	99,625	91,545
減価償却累計額	78,515	58,357
その他（純額）	21,109	33,187
有形固定資産合計	572,005	590,634
無形固定資産		
投資その他の資産	76,291	87,578
投資有価証券	81,030	81,030
繰延税金資産	30,451	25,828
その他	312,466	339,487
貸倒引当金	41,121	41,121
投資その他の資産合計	382,826	405,223
固定資産合計	1,031,123	1,083,437
資産合計	11,397,504	10,832,803
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	470,936	439,856
1年内償還予定の社債	44,500	40,000
短期借入金	<sup>1</sup> 3,629,821	<sup>1</sup> 2,426,910
1年内返済予定の長期借入金	<sup>1</sup> 101,635	<sup>1</sup> 155,565
未払法人税等	283,405	228,740
資産除去債務		2,600
その他	379,459	456,900
流動負債合計	4,909,758	3,750,571

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
<b>固定負債</b>		
社債	60,000	20,000
長期借入金	1 114,550	1 63,940
資産除去債務	7,128	4,592
その他	271,621	137,465
固定負債合計	453,300	225,997
<b>負債合計</b>	<b>5,363,059</b>	<b>3,976,569</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	709,825	720,075
資本剰余金	670,825	681,075
利益剰余金	4,653,848	5,450,709
自己株式	53	97
株主資本合計	6,034,445	6,851,762
新株予約権		4,471
純資産合計	6,034,445	6,856,233
<b>負債純資産合計</b>	<b>11,397,504</b>	<b>10,832,803</b>

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
売上高	11,567,883	12,300,136
売上原価	1 7,798,496	1 8,343,576
売上総利益	3,769,386	3,956,559
販売費及び一般管理費	2 2,469,865	2 2,510,159
営業利益	1,299,520	1,446,400
営業外収益		
受取利息	843	265
受取配当金	109	89
業務受託料	2,735	3,049
還付金収入	2,310	627
損害保険金収入	1,604	4,742
その他	7,092	6,653
営業外収益合計	14,696	15,427
営業外費用		
支払利息	99,254	83,007
支払手数料	6,107	3,553
事務所移転費用		35,791
その他	12,537	10,539
営業外費用合計	117,898	132,893
経常利益	1,196,317	1,328,934
税金等調整前当期純利益	1,196,317	1,328,934
法人税、住民税及び事業税	467,952	443,447
法人税等調整額	4,354	31,867
法人税等合計	472,306	475,314
当期純利益	724,011	853,619
親会社株主に帰属する当期純利益	724,011	853,619

【連結包括利益計算書】

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
当期純利益	724,011	853,619
その他の包括利益		
その他の包括利益合計		
包括利益	724,011	853,619
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	724,011	853,619
非支配株主に係る包括利益		

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	661,450	622,450	3,977,672	53	5,261,519		5,261,519
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	48,375	48,375			96,750		96,750
剰余金の配当			47,835		47,835		47,835
親会社株主に帰属する当期純利益			724,011		724,011		724,011
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	48,375	48,375	676,175		772,925		772,925
当期末残高	709,825	670,825	4,653,848	53	6,034,445		6,034,445

当連結会計年度(自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	709,825	670,825	4,653,848	53	6,034,445		6,034,445
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	10,250	10,250			20,500		20,500
剰余金の配当			56,758		56,758		56,758
親会社株主に帰属する当期純利益			853,619		853,619		853,619
自己株式の取得				44	44		44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						4,471	4,471
当期変動額合計	10,250	10,250	796,861	44	817,317	4,471	821,788
当期末残高	720,075	681,075	5,450,709	97	6,851,762	4,471	6,856,233

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	1,196,317	1,328,934
減価償却費	105,205	85,676
受取利息及び受取配当金	953	354
支払利息	99,254	83,007
営業外支払手数料	6,107	3,553
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,921	2,375
売上債権の増減額(は増加)	59,480	7,498
たな卸資産の増減額(は増加)	2,525,593	804,683
仕入債務の増減額(は減少)	18,673	31,080
その他の資産の増減額(は増加)	10,201	53,235
その他の負債の増減額(は減少)	226,697	46,377
その他	1,566	9,724
小計	920,081	2,194,406
利息及び配当金の受取額	534	329
利息の支払額	100,056	82,051
営業外支払手数料の支払額	6,107	3,553
法人税等の支払額	424,810	505,257
法人税等の還付額		7,056
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,450,521	1,610,930
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	121,906	66,309
定期預金の払戻による収入	145,002	33,402
有形固定資産の取得による支出	40,232	74,684
有形固定資産の売却による収入	254	2,494
無形固定資産の取得による支出	17,840	36,175
投資有価証券の取得による支出	81,000	
貸付金の回収による収入	325	171
差入保証金の差入による支出		91,750
差入保証金の回収による収入		76,702
資産除去債務の履行による支出		27,680
その他	240	208
投資活動によるキャッシュ・フロー	115,637	183,620
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,672,052	1,202,911
長期借入れによる収入	50,000	150,000
長期借入金の返済による支出	126,200	146,680
社債の償還による支出	55,000	44,500
新株予約権の行使による株式の発行による収入	96,750	20,500
新株予約権の発行による収入		4,471
配当金の支払額	48,005	57,061
その他	1,652	1,521
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,587,943	1,277,702
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	21,784	149,607
現金及び現金同等物の期首残高	2,127,973	2,149,758
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,149,758	1 2,299,365

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

(株)One's Life ホーム

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 -

(2) 持分法を適用しない関連会社 -

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～18年

賃貸不動産 5～47年

その他 3～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を導入しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上方法

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜処理によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。 )、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。 )及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。 )等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及びこれに対応する債務

イ 担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
販売用不動産	4,137,656千円	2,391,492千円
賃貸不動産	79,008千円	78,206千円
計	4,216,664千円	2,469,699千円

ロ 上記に対応する債務

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
短期借入金	3,322,921千円	2,061,000千円
1年内返済予定の長期借入金	61,140千円	89,400千円
長期借入金	58,260千円	37,500千円
計	3,442,321千円	2,187,900千円

(連結損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前連結会計年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
売上原価	39,515千円	9,497千円

2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
販売手数料	193,623千円	222,436千円
給与手当	696,490千円	726,546千円
賞与	243,574千円	259,638千円
租税公課	254,234千円	215,393千円
貸倒引当金繰入額	1,923千円	2,447千円
退職給付費用	5,560千円	5,460千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,915,000	193,500	-	8,108,500

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 193,500株

2 自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	148	-	-	148

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月30日 定時株主総会	普通株式	23,744	3.00	平成26年12月31日	平成27年3月31日
平成27年8月7日 取締役会	普通株式	24,091	3.00	平成27年6月30日	平成27年9月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	56,758	7.00	平成27年12月31日	平成28年3月30日

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,108,500	41,000	-	8,149,500

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 41,000株

2 自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	148	48	-	196

(変動事由の概要)

単位未満株式の買取りによる増加 48株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	平成28年ストック・ オプションとしての 新株予約権		-	-	-	-	4,471
	合計		-	-	-	-	4,471

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月29日 定時株主総会	普通株式	56,758	7.00	平成27年12月31日	平成28年3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	97,791	12.00	平成28年12月31日	平成29年3月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金勘定	2,253,865千円	2,435,179千円
預入期間3か月超の定期預金	104,107千円	135,814千円
現金及び現金同等物	2,149,758千円	2,299,365千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
1年内	7,399	7,399
1年超	8,016	616
合計	15,416	8,016

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全かつ流動性の高い預貯金等に限定し、また、資金調達については主に金融機関からの借入や社債の発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、相手先ごとの残高管理を行うとともに、回収遅延債権について適宜必要な調査を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(平成27年12月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,253,865	2,253,865	-
資産計	2,253,865	2,253,865	-
(1) 買掛金	470,936	470,936	-
(2) 短期借入金	3,629,821	3,629,821	-
(3) 社債(1年内償還予定額を含む)	104,500	104,736	236
(4) 長期借入金(1年内返済予定額を含む)	216,185	212,834	3,350
負債計	4,421,442	4,418,328	3,114

当連結会計年度(平成28年12月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,435,179	2,435,179	-
資産計	2,435,179	2,435,179	-
(1) 買掛金	439,856	439,856	-
(2) 短期借入金	2,426,910	2,426,910	-
(3) 社債(1年内償還予定額を含む)	60,000	59,853	146
(4) 長期借入金(1年内返済予定額を含む)	219,505	218,229	1,275
負債計	3,146,271	3,144,848	1,422

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社の発行する社債の時価は市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、1年内返済予定額については短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成27年12月31日	平成28年12月31日
非上場株式等 *	81,030	81,030

(\*) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,253,865	-	-	-

当連結会計年度(平成28年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,435,179	-	-	-

4. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成27年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	44,500	40,000	20,000	-	-	-
長期借入金	101,635	75,310	24,000	15,240	-	-
合計	146,135	115,310	44,000	15,240	-	-

当連結会計年度(平成28年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	40,000	20,000	-	-	-	-
長期借入金	155,565	54,660	9,280	-	-	-
合計	195,565	74,660	9,280	-	-	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度の選択制を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度5,560千円、当連結会計年度5,460千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年8月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名、当社従業員89名、当社子会社の取締役3名、当社子会社の従業員28名
株式の種類及び付与数	普通株式 523,000株
付与日	平成23年8月26日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年8月26日～平成30年8月25日

会社名	提出会社
決議年月日	平成28年2月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名、当社従業員95名、当社子会社の取締役2名、当社子会社の従業員16名
株式の種類及び付与数	普通株式 298,100株
付与日	平成28年2月29日
権利確定条件	平成28年12月期から平成30年12月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における経常利益の累計額が下記の各号に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として行使することができる。 (a)4,200百万円を超過した場合:行使可能割合75% (b)4,600百万円を超過した場合:行使可能割合100%
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成31年4月1日～平成35年2月28日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成23年 8月12日	平成28年 2月12日
権利確定前		
前連結会計年度末(株)	-	-
付与(株)	-	298,100
失効(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	-	298,100
権利確定後		
前連結会計年度末(株)	314,500	-
権利確定(株)	-	-
権利行使(株)	41,000	-
失効(株)	98,000	-
未行使残(株)	175,500	-

単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成23年 8月12日	平成28年 2月12日
権利行使価格(円)	500	713
行使時平均株価(円)	889	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	13

(注) 平成23年 8月12日決議のストック・オプションについては、当社は付与日時点では未公開企業であったため、付与日における単位当たりの本源的価値と読み替えて記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション  
(2) 使用した主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	(注) 1	58.0%
予想残存期間	(注) 2	7年
予想配当	(注) 3	6円/株
無リスク利子率	(注) 4	-0.223%

- (注) 1. 付与日より予想残存期間に対応した期間分遡った株価実績に基づき算定しております。  
2. 付与日から権利行使期間満了日までの期間であります。  
3. 平成27年12月期の配当実績に基づいております。  
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 37,030千円  
(2) 当連結会計年度に行使されたストック・オプションの  
権利行使日における本源的価値の合計額 15,987千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	9,384千円	5,512千円
棚卸資産評価損	52,785千円	41,200千円
未払不動産取得税	13,674千円	7,792千円
未払事業税	20,761千円	14,976千円
未払費用	48,436千円	43,794千円
税務上の売上認識額	52,183千円	48,710千円
その他	7,287千円	6,626千円
繰延税金資産合計	204,512千円	168,614千円
評価性引当額	66,926千円	58,271千円
繰延税金資産の純額	137,585千円	110,342千円

(2) 固定

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	4,084千円	24,768千円
未実現利益の消去	11,149千円	10,043千円
貸倒引当金	13,265千円	12,593千円
控除対象外消費税等	1,904千円	3,241千円
資産除去債務	4,321千円	792千円
その他	822千円	- 千円
繰延税金資産合計	35,547千円	51,439千円
評価性引当額	5,096千円	25,611千円
繰延税金資産の純額	30,451千円	25,828千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2%	1.4%
住民税均等割額	0.8%	0.7%
評価性引当額	1.2%	1.0%
その他	0.3%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.5%	35.8%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、従来の33.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.8%、平成31年1月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

子会社の住宅展示場の撤去費用及び当社の本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

子会社の住宅展示場については、使用見込期間を取得から7年と見積り、割引率は1.05%から1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

また、当社の本社事務所の資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
期首残高	4,356千円	7,128千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,497千円	- 千円
時の経過による調整額	175千円	63千円
資産除去債務の履行による減少額	1,900千円	- 千円
期末残高	7,128千円	7,192千円

また、資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を用いているものに関して、前連結会計年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は19,000千円であり、当連結会計年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は32,590千円であります。

(賃貸等不動産関係)

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸オフィスや賃貸住宅等を所有しております。平成27年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は37,941千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。平成28年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は38,531千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	446,716	438,754
	期中増減額	7,961	7,878
	期末残高	438,754	430,876
期末時価		379,405	422,270

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 前連結会計年度増減額は次のとおりであります。
- 増加額    電気設備工事    221千円
- 減少額    減価償却費    8,182千円
- 当連結会計年度増減額は次のとおりであります。
- 減少額    減価償却費    7,878千円
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、底地の仕入れ及び権利調整を行う不動産の売買を主な事業とし、さらに不動産売買に限らず戸建の販売、リフォーム工事等の事業活動を展開しております。これにより、「不動産販売事業」「建築事業」の2つを報告セグメントとしております。

各事業の内容は下記のとおりであります。

- 「不動産販売事業」・・・不動産の販売
- 「建築事業」・・・・・・戸建住宅の販売、リフォーム工事

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額
	不動産販売 事業(注)2	建築事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,240,632	1,327,251	11,567,883	-	11,567,883
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	31,290	31,290	31,290	-
計	10,240,632	1,358,541	11,599,173	31,290	11,567,883
セグメント損益(は損失)	2,018,487	38,541	1,979,945	680,424	1,299,520
セグメント資産	8,460,066	399,676	8,859,743	2,537,760	11,397,504
その他の項目					
減価償却費	49,646	41,473	91,120	14,085	105,205
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	17,257	27,842	45,100	10,111	55,212

(注)1. 調整額は以下の通りであります。

- (1) セグメント損益の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない販売費及び一般管理費の全社費用683,504千円であります。
  - (2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産2,568,160千円、セグメント間取引の消去30,400千円であります。  
全社資産の主なものは、当社での余資運用資金(現金及び預金)及び管理部門に係る資産であります。
  - (3) 減価償却費の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
  - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。
2. 不動産販売事業の減価償却費には賃貸不動産に係る減価償却費10,170千円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額
	不動産販売 事業(注)2	建築事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,959,115	1,341,020	12,300,136	-	12,300,136
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	49,801	49,801	49,801	-
計	10,959,115	1,390,821	12,349,937	49,801	12,300,136
セグメント損益(は損失)	2,251,270	56,169	2,195,100	748,700	1,446,400
セグメント資産	7,743,691	378,758	8,122,449	2,710,353	10,832,803
その他の項目					
減価償却費	52,996	16,511	69,508	16,168	85,676
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	83,953	1,690	85,643	31,831	117,474

(注)1. 調整額は以下の通りであります。

- (1) セグメント損益の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない販売費及び一般管理費の全社費用745,247千円であります。
  - (2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産2,792,346千円、セグメント間取引の消去81,992千円であります。  
全社資産の主なものは、当社での余資運用資金(現金及び預金)及び管理部門に係る資産であります。
  - (3) 減価償却費の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
  - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。
2. 不動産販売事業の減価償却費には賃貸不動産に係る減価償却費7,878千円が含まれております。

#### 【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

###### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

###### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

## ( 1 株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	744.23円	840.78円
1株当たり当期純利益金額	90.08円	104.94円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	88.74円	104.03円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	724,011	853,619
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	724,011	853,619
普通株式の期中平均株式数(株)	8,037,423	8,134,740
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	121,785	70,788
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	6,034,445	6,856,233
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	4,471
(うち新株予約権(千円))	(-)	(4,471)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	6,034,445	6,851,762
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	8,108,352	8,149,304

(重要な後発事象)

譲渡制限付株式報酬制度の導入について

当社は、平成29年3月3日開催の取締役会において、取締役報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議するとともに、本制度に関する議案を平成29年3月29日開催の第41回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において決議いたしました。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度であります。

なお、本制度は、平成28年税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものであります。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額1億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)、といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、5事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給する場合を想定しているため、実質的には1事業年度につき2千万円以内での支給に相当すると考えております。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年14万株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合も、当社は譲渡制限期間満了まで譲渡制限は解除しないものとする。ただし、その退任につき、任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めに関わらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当株式の全部又は一部の譲渡制限を解除することができる。

また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱サンセイランディック	第2回 無担保社債	平成21年 6月11日	4,500	- (-)	1.21	無	平成28年 6月10日
㈱サンセイランディック	第6回 無担保社債	平成25年 4月25日	75,000	45,000 (30,000)	0.54	無	平成30年 4月25日
㈱サンセイランディック	第7回 無担保社債	平成25年 6月28日	25,000	15,000 (10,000)	0.67	無	平成30年 6月28日
合計	-	-	104,500	60,000 (40,000)	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
40,000	20,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,629,821	2,426,910	1.91	-
1年以内に返済予定の 長期借入金	101,635	155,565	1.72	-
1年以内に返済予定の リース債務	1,773	1,773	-	-
長期借入金(1年以内に返済予 定のものを除く)	114,550	63,940	1.53	平成30年7月31日～ 平成31年8月31日
リース債務(1年以内に返済予 定のものを除く)	5,440	3,667	-	平成30年1月4日～ 平成32年3月2日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	3,853,219	2,651,855	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
54,660	9,280	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,381,376	5,935,299	7,970,140	12,300,136
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (千円)	166,328	443,707	565,047	1,328,934
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (千円)	84,438	243,951	316,051	853,619
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	10.41	30.04	38.88	104.94

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	10.41	19.62	8.85	65.96

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,113,628	2,286,193
売掛金	35,443	39,758
販売用不動産	<sup>2</sup> 7,700,507	<sup>2</sup> 6,880,351
貯蔵品	2,001	2,076
前渡金	47,733	96,436
前払費用	31,428	37,913
繰延税金資産	137,314	110,077
その他	<sup>1</sup> 25,693	<sup>1</sup> 24,422
貸倒引当金	6,490	8,936
流動資産合計	10,087,260	9,468,292
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	72,623	93,946
減価償却累計額	34,276	22,002
建物（純額）	38,346	71,943
車両運搬具	2,874	1,729
減価償却累計額	2,684	1,646
車両運搬具（純額）	189	82
工具、器具及び備品	73,139	66,252
減価償却累計額	55,986	36,629
工具、器具及び備品（純額）	17,153	29,622
土地	1,681	1,241
賃貸不動産	<sup>2</sup> 547,352	<sup>2</sup> 547,352
減価償却累計額	82,075	91,864
賃貸不動産（純額）	465,277	455,487
有形固定資産合計	522,649	558,378
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	74,445	85,919
その他	1,625	1,561
無形固定資産合計	76,071	87,481
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	81,030	81,030
関係会社株式	0	0
出資金	4,270	3,470
破産更生債権等	41,121	41,121
長期前払費用	3,514	1,872
長期預金	51,500	27,200
繰延税金資産	27,577	73,473
その他	174,353	234,839
貸倒引当金	41,121	41,121
投資その他の資産合計	342,245	421,885
固定資産合計	940,966	1,067,744
資産合計	11,028,227	10,536,037

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	1 165,751	1 119,473
1年内償還予定の社債	44,500	40,000
短期借入金	2 3,589,821	2 2,396,910
1年内返済予定の長期借入金	2 71,930	2 92,840
リース債務	1,773	1,773
未払金	58,221	116,181
未払費用	144,935	140,090
未払法人税等	283,405	228,564
前受金	47,960	23,420
預り金	46,073	56,168
前受収益	13,561	12,889
その他	3,725	14,798
流動負債合計	4,471,659	3,243,109
<b>固定負債</b>		
社債	60,000	20,000
長期借入金	2 60,870	2 37,500
リース債務	5,440	3,667
債務保証損失引当金		161,376
受入保証金	266,043	133,700
固定負債合計	392,353	356,244
負債合計	4,864,013	3,599,354
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	709,825	720,075
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	670,825	681,075
資本剰余金合計	670,825	681,075
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	2,200	2,200
<b>その他利益剰余金</b>		
別途積立金	100,000	100,000
繰越利益剰余金	4,681,418	5,428,958
利益剰余金合計	4,783,618	5,531,158
自己株式	53	97
株主資本合計	6,164,214	6,932,211
新株予約権		4,471
純資産合計	6,164,214	6,936,682
負債純資産合計	11,028,227	10,536,037

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
売上高	10,240,632	10,959,115
売上原価	1 6,810,063	1 7,283,755
売上総利益	3,430,568	3,675,359
販売費及び一般管理費	2 2,095,585	1, 2 2,169,337
営業利益	1,334,982	1,506,022
営業外収益		
受取利息	1 1,895	1 1,577
受取配当金	109	89
業務受託料	2,735	3,049
その他	6,377	7,826
営業外収益合計	11,119	12,542
営業外費用		
支払利息	95,593	79,309
支払手数料	6,107	3,303
事務所移転費用		35,791
その他	6,037	9,875
営業外費用合計	107,738	128,280
経常利益	1,238,363	1,390,284
特別損失		
関係会社株式評価損	25,649	
債務保証損失引当金繰入額		3 161,376
特別損失合計	25,649	161,376
税引前当期純利益	1,212,713	1,228,907
法人税、住民税及び事業税	467,772	443,267
法人税等調整額	5,287	18,658
法人税等合計	462,485	424,608
当期純利益	750,228	804,299

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
土地原価		6,669,784	97.9	6,914,705	94.9
建物原価		81,195	1.2	338,336	4.7
経費		19,568	0.3	21,216	0.3
たな卸資産評価損		39,515	0.6	9,497	0.1
合計		6,810,063	100.0	7,283,755	100.0

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	10,170	9,789
管理諸費	3,922	4,151

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	661,450	622,450	622,450	2,200	100,000	3,979,025	4,081,225
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	48,375	48,375	48,375				
剰余金の配当						47,835	47,835
当期純利益						750,228	750,228
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	48,375	48,375	48,375			702,392	702,392
当期末残高	709,825	670,825	670,825	2,200	100,000	4,681,418	4,783,618

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	53	5,365,072		5,365,072
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		96,750		96,750
剰余金の配当		47,835		47,835
当期純利益		750,228		750,228
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計		799,142		799,142
当期末残高	53	6,164,214		6,164,214

当事業年度(自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
				別途積立金			
当期首残高	709,825	670,825	670,825	2,200	100,000	4,681,418	4,783,618
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)	10,250	10,250	10,250				
剰余金の配当						56,758	56,758
当期純利益						804,299	804,299
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	10,250	10,250	10,250			747,540	747,540
当期末残高	720,075	681,075	681,075	2,200	100,000	5,428,958	5,531,158

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	53	6,164,214		6,164,214
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)		20,500		20,500
剰余金の配当		56,758		56,758
当期純利益		804,299		804,299
自己株式の取得	44	44		44
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			4,471	4,471
当期変動額合計	44	767,996	4,471	772,468
当期末残高	97	6,932,211	4,471	6,936,682

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
賃貸不動産	5～47年
工具、器具及び備品	3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を導入しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜処理によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
立替金	54千円	106千円
買掛金	3,889千円	1,436千円

2 担保に供している資産及びこれに対応する債務

イ 担保に供している資産

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
販売用不動産	4,137,880千円	2,391,492千円
賃貸不動産	79,008千円	78,206千円
計	4,216,889千円	2,469,699千円

ロ 上記に対応する債務

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
短期借入金	3,322,921千円	2,061,000千円
1年内返済予定の長期借入金	61,140千円	89,400千円
長期借入金	58,260千円	37,500千円
計	3,442,321千円	2,187,900千円

3 保証債務

関係会社の銀行借入等に対する保証

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
(株)One's Life ホーム	153,464千円	(株)One's Life ホーム 4,788千円

(損益計算書関係)

- 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上原価	31,290千円	14,370千円
販売費及び一般管理費	- 千円	171千円
受取利息	1,093千円	1,336千円

- 2 販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
販売手数料	193,623千円	222,436千円
給与手当	583,470千円	604,411千円
賞与	238,377千円	254,377千円
減価償却費	55,991千円	62,360千円
租税公課	252,082千円	212,569千円
貸倒引当金繰入額	1,674千円	2,447千円

おおよその割合

販売費	67%	66%
一般管理費	33%	34%

- 3 債務保証損失引当金繰入額

連結子会社である(株)One's Life ホームへの債務保証に係る損失に備えるため、債務保証損失引当金繰入額161,376千円を特別損失として計上しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成27年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額0千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載をしておりません。

当事業年度(平成28年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額0千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載をしておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
棚卸資産評価損	52,785千円	41,200千円
未払不動産取得税	13,674千円	7,792千円
未払事業税	20,761千円	14,976千円
未払費用	46,916千円	43,207千円
その他	3,177千円	2,899千円
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>137,314千円</b>	<b>110,077千円</b>

(2) 固定

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
債務保証損失引当金	- 千円	49,413千円
貸倒引当金繰入超過額	13,265千円	12,593千円
関係会社株式評価損	8,274千円	7,855千円
控除対象外消費税等	1,904千円	3,241千円
資産除去債務	3,309千円	369千円
その他	822千円	- 千円
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>27,577千円</b>	<b>73,473千円</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1%	1.5%
住民税均等割額	0.8%	0.7%
その他	0.4%	0.7%
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>38.1%</b>	<b>34.6%</b>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算(ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、従来の33.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.8%、平成31年1月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

譲渡制限付株式報酬制度の導入について

当社は、平成29年3月3日開催の取締役会において、取締役報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議するとともに、本制度に関する議案を平成29年3月29日開催の第41回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において決議いたしました。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度であります。

なお、本制度は、平成28年税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものであります。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額1億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)、といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、5事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給する場合を想定しているため、実質的には1事業年度につき2千万円以内での支給に相当すると考えております。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年14万株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合も、当社は譲渡制限期間満了まで譲渡制限は解除しないものとする。ただし、その退任につき、任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めに関わらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当株式の全部又は一部の譲渡制限を解除することができる。

また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	72,623	55,113	33,790	93,946	22,002	21,470	71,943
車両運搬具	2,874	-	1,144	1,729	1,646	107	82
工具、器具及び備品	73,139	24,166	31,053	66,252	36,629	10,301	29,622
土地	1,681	-	440	1,241	-	-	1,241
建設仮勘定	-	2,018	2,018	-	-	-	-
賃貸不動産	547,352	-	-	547,352	91,864	9,789	455,487
有形固定資産計	697,671	81,298	68,448	710,522	152,143	41,669	558,378
無形固定資産							
ソフトウェア	208,533	41,890	2,288	248,134	162,214	30,416	85,919
その他	2,396	-	-	2,396	835	64	1,561
無形固定資産計	210,929	41,890	2,288	250,531	163,049	30,480	87,481
長期前払費用	3,514	3,711	5,353	1,872	-	-	1,872

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	47,611	8,936	-	6,490	50,058
債務保証損失引当金	-	161,376	-	-	161,376

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社  無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。公告掲載URL <a href="http://www.sansei-l.co.jp/">http://www.sansei-l.co.jp/</a>
株主に対する特典	毎年6月30日を基準日とし、継続保有期間のいずれの時点においても、同一株主番号で当社株式1単元(100株)以上を保有していることが、当社株主名簿の記録により確認できた株主に優待商品を贈呈

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第40期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年3月29日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年3月29日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第41期第1四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年5月13日関東財務局長に提出。

第41期第2四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月10日関東財務局長に提出。

第41期第3四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月14日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

平成28年3月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月29日

株式会社サンセイランディック  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 井 修

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 橋 本 裕 昭

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンセイランディックの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンセイランディック及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サンセイランディックの平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社サンセイランディックが平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年3月29日

株式会社サンセイランディック  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 井 修

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 橋 本 裕 昭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンセイランディックの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンセイランディックの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。